# 大気·水質等 常時監視結果

(令和2年度)

環境基本法第16条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握するとともに、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、令和2年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果がびに自動車・航空機騒音等の測定結果等をとりまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

#### ○令和2年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局 57 局 自動車排出ガス測定局 32 局 有害大気汚染物質 4 地点
- (2) 自動車騒音 27 地点
- (3) 航空機騒音 11 局
- (4) 新幹線鉄道騒音 7地点
- (5) 公共用水域 河川 39 水域、海域 26 水域、湖沼 1 水域
- (6) 地下水 概況調査 89 地点 継続監視調査 (汚染地区調査) 84 地区
- (7) ダイオキシン類 大気2地点、水質及び底質4地点

# < 目 次 >

Ⅰ 大気汚染の状況	
l 一般環境	
(1) 二酸化硫黄 —————————————————————	1
(2) 二酸化窒素 —————————————————————	1
(3) 浮遊粒子状物質 ————————————————————————————————————	1
(4) 微小粒子状物質 ————————————————————————————————————	1
2 自動車排出ガス	
(1) 二酸化窒素 —————————————————————	2
(2) 浮遊粒子状物質 ————————————————————————————————————	2
(3) 一酸化炭素 ————————————————————————————————————	2
(4) 微小粒子状物質 ————————————————————————————————————	2
(5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況 ————————————————————————————————————	3
3 光化学オキシダント ―――――	
4 有害大気汚染物質 ————————————————————————————————————	4
5 アスベスト	5
6 酸性雨 ———————————————————————————————————	5
7 微小粒子状物質成分分析 ———————————————————————————————————	5
2 騒音・振動の状況	
l 自動車騒音 ————————————————————————————————————	6
2 航空機騒音	6
3 新幹線鉄道騒音、振動 ————————————————————————————————————	7
3 水質汚濁の状況	
Ⅰ 公共用水域	7
2 地下水 ———————————————————————————————————	9
1 ダイオキシン類に関する環境の状況	
l 大気	10
2 水質及び底質	10
	(1) 二酸化硫黄 (2) 二酸化窒素 (3) 浮遊粒子状物質 (4) 微小粒子状物質 (4) 微小粒子状物質 (2) 浮遊粒子状物質 (2) 浮遊粒子状物質 (3) 一酸化炭素 (2) 浮遊粒子状物質 (3) 一酸化炭素 (4) 微小粒子状物質 (5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況 自動車 NA で (4) 表別 (5) 表別 (5) 表別 (6) 表別 (6) 表別 (6) 表別 (7) 表

#### 第1 大気汚染の状況

#### 1 一般環境(表1)

#### (1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局(以下「一般局」という。) 34 局で測定を行い、昭和 54 年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.001ppmであり、近年低濃度で安定している。(図1-2)

#### (2) 二酸化窒素

一般局 53 局で測定を行い、平成 11 年度以降、全局で環境基準を達成している。(図 1-1)また、年平均値の全局平均値は、0.009ppm であり、平成 8 年度以降、減少傾向にある。(図 1-2)

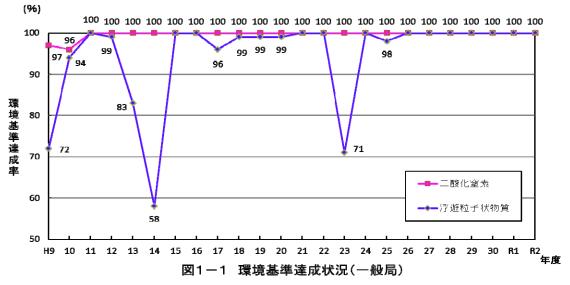
#### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

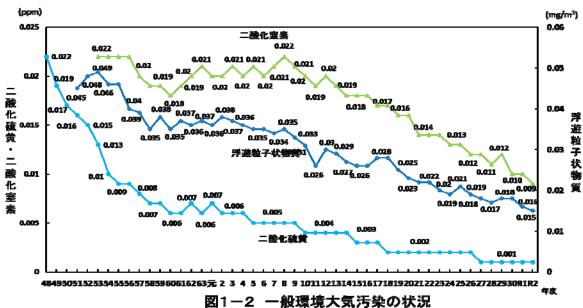
一般局 52 局で測定を行い、全局で環境基準(長期的評価)を達成している。(図 1-1)また、年平均値の全局平均値は、 $0.015 mg/m^3$ である。(図 1-2)

#### (4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

一般局38局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は9.8 µg/m³である。なお、注意喚起情報の発信はなかった。





#### 2 自動車排出ガス (表2)

#### (1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。) 30 局で測定を行い、平成 22 年度以降、全局で環境基準を達成している。(図 2 - 1)

また、年平均値の全局平均値は、0.014ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。(図2-2)

#### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

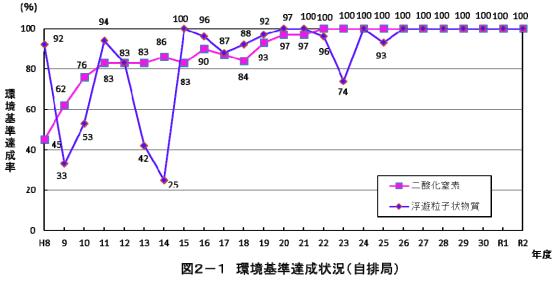
自排局 29 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。 (図 2-1) また、年平均値の全局平均値は、 $0.015 \text{mg/m}^3$ である。 (図 2-2)

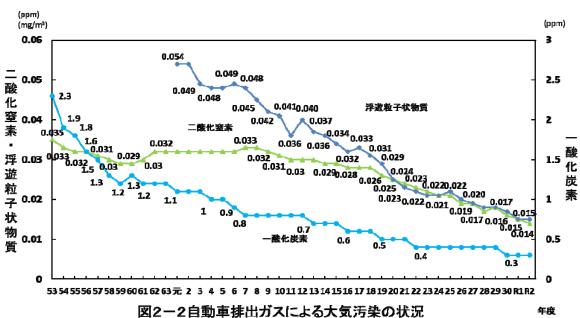
#### (3) 一酸化炭素

自排局 24 局で測定を行い、昭和 51 年度以降、全局で環境基準を達成している。 また、年平均値の全局平均値は、0.3ppm であり、減少傾向にある。(図 2 - 2)

#### (4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

自排局 26 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。 また、年平均値の全局平均値は 10.6  $\mu$  g/m³ である。





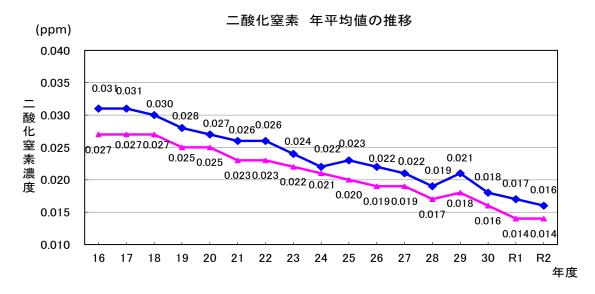
#### (5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)対策地域\*1が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られている。しかし、対策地域外からの流入車両には自動車 NOx・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」(平成16年10月改正施行)に基づき、阪神東南部地域\*2において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。(図3)

\*1:自動車 NOx・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、 尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、 川西市、播磨町、太子町

\*2:阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市



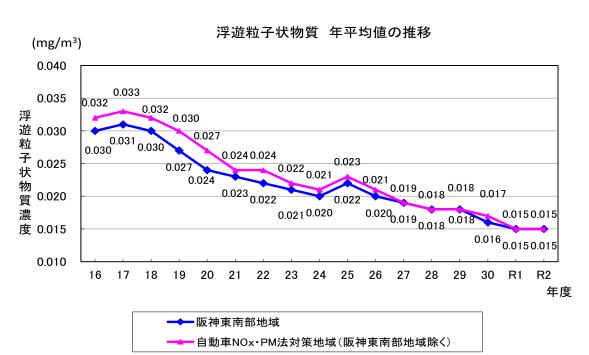


図3 自動車 NO x • PM 法対策地域の状況

#### 3 光化学オキシダント (表3、4)

一般局 47 局で測定を行い、全局で環境基準非達成である(令和元年度は全 49 局で非達成)。 また、全局の昼間の日最高 1 時間値の年平均値は 0.047ppm である。(図 4)

令和2年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は2日であった(平成元年度は3日)。(図4)

なお、光化学スモッグによる被害届はなかった。

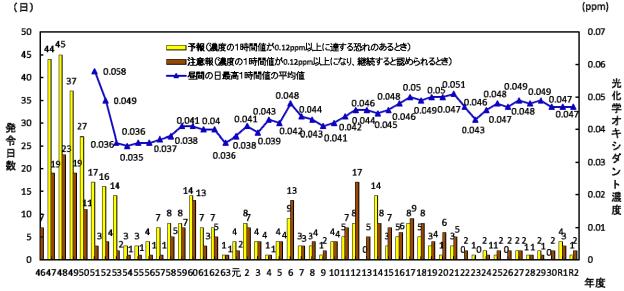


図4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

#### 4 有害大気汚染物質(表5)

4地点で21物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)は、すべて全地点で環境基準を達成している。

なお、4物質の年平均値の全地点中央値は、近年ほぼ横ばいの状況にある。(図5)

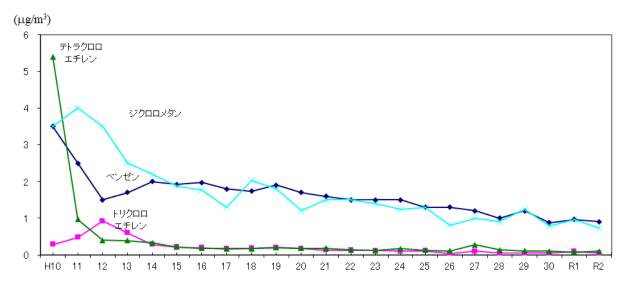


図5 有害大気汚染物質濃度の推移

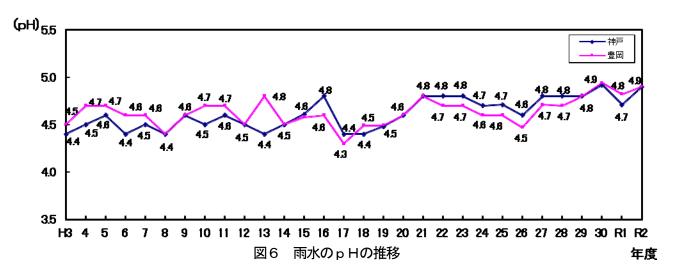
#### 5 アスベスト (表6)

一般環境7地点及び道路沿道1地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、 総繊維数濃度で0.055~0.18本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※ アスベストモニタリングマニュアル(環境省)が改訂されたため、平成22年度からは総 繊維数を測定(平成21年度までは、アスベスト繊維数を測定(総繊維数>アスベスト繊維 数))

#### 6 酸性雨 (表 7)

神戸、豊岡における雨水のp Hの年平均値はともに4.9であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。(図 6)



#### 7 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析

一般環境 6 地点及び道路沿道 5 地点において、微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析を実施した結果、硫酸イオン  $(S0_4^2)$ 、有機炭素 (OC) の占める割合が高かった。 (図 7)

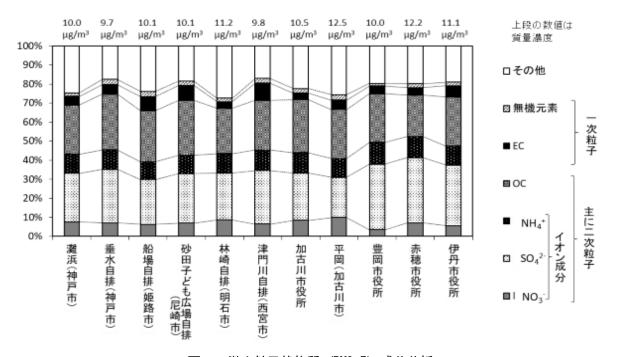


図7 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析

#### 第2 騒音・振動の状況

#### 1 自動車騒音(表8)

常時監視23地点では、19地点において全時間帯(昼・夜)で環境基準を達成している(令和元年度は24地点中21地点で環境基準を達成)。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道2号、国道9号及び中国自動車道(佐用町)の3地点である。

常時監視以外の4地点では、全時間帯で環境基準を達成している。

#### 2 航空機騒音

#### (1) 大阪国際空港(表9)

専ら住居の用に供される地域(I類型)では、測定局9局中8局で環境基準を達成しており(令和元年度は、9局中6局で達成)、通常の生活を保全する必要がある地域(Ⅱ類型)では測定局2局中2局で環境基準を達成していた(令和元年度は、2局中1局で達成)。

過去のデータと比較するため、平成24年度以前の評価方法であるWECPNLの値で比較すると、 近年ほぼ横ばいで推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により発着 便数が減少したため、航空機騒音は減少した。(図8)

#### 大阪国際空港周辺航空機騒音の経年変化

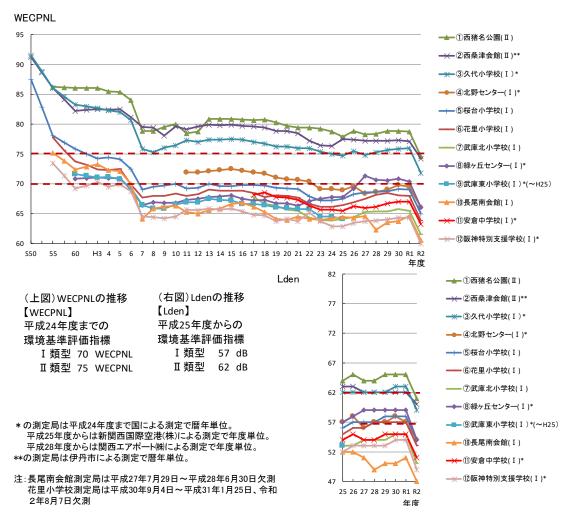


図8 大阪国際空港周辺の騒音の推移

#### (2) 関西国際空港 (表 10)

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、南あわじ市の1地点で航空機騒音の測定を行った。南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、I類型(住居系地域)の環境基準(Lden 57dB)に比べ低い状況にある。

#### 3 新幹線鉄道騒音、振動 (表 11)

#### (1) 騒音

全7地点中5地点において、主として住居の用に供される地域(I類型)の環境基準を達成している(近接軌道中心から25mの地点において評価。令和元年度は全7地点(I類型)中6地点で達成)。

なお、全ての地点において、住宅地域に対する暫定目標(75dB)を達成している。

#### (2) 振動

全7地点(騒音測定と同地点)において指針値(70dB)を下回っている(令和元年度は全7地点において指針値を下回った)。

#### 第3 水質汚濁の状況

#### 1 公共用水域

#### (1) 健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は27項目設定されており、砒素、ふっ素を除く25項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。

砒素は、最明寺川の最明寺橋の1地点で、ふっ素は、有馬川は2地点(長尾佐橋、明治橋)、船坂川は2地点(船坂橋、下田橋下流)、太多田川では2地点(蓬莱峡山荘前、千都橋)、座頭谷川では流末の1地点、仁川で3地点(鷲林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横)津門川の1地点(神祇官橋)、生田川の1地点(小野柄橋)の計13地点で基準値を超過している。いずれも地質による自然的な影響である。

なお、いずれの地点も、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

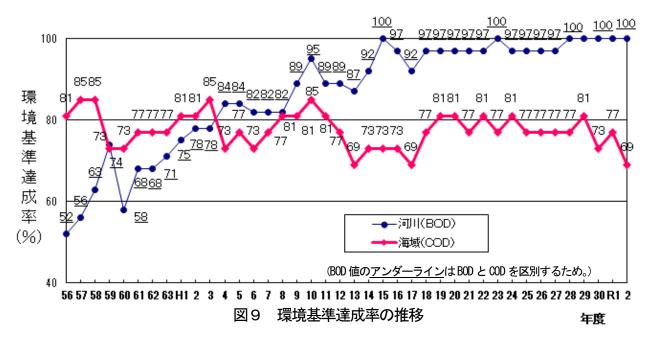
#### (2) 生活環境項目 (表 12)

生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)(河川)及び化学的酸素要求量(COD)(海域及び湖沼)の環境基準達成状況をみると、令和2年度は、河川では39水域全て(環境基準達成率100%)で、海域では26水域中18水域(同69%)で環境基準を達成している。湖沼は1水域で、環境基準を達成しなかった。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。(図9)

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全燐は、平成 24 年度以降 9 水域全てで、環境基準を継続して達成している。



#### ① 河川 (BOD)

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

#### ア阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成している。

#### イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

#### ウ 但馬地域

8水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

#### 工 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

#### ② 海域 (COD)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準非達成の状態にある。

#### ア大阪湾

- 9水域中5水域で環境基準を達成している。
- イ 播磨灘(播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む) 15 水域中11 水域で環境基準を達成している。
- ウ 日本海

2水域全てで環境基準を達成している。

#### ③ 海域(全窒素及び全燐)

全窒素及び全燐は全ての水域で環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値(下限値)は、窒素が9水域中3水域、燐は全水域で達成している。

#### ア大阪湾

- 3水域全てで環境基準を達成している。
- また、海域の水質目標値(下限値)は、窒素が2水域、燐は全水域で達成している。
- イ 播磨灘 (播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む)
  - 6水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値(下限値)は、窒素が1水域、燐は全水域で達成している。 窒素及び燐は、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、II類型指定水域の県内4水域では、窒素濃度は低下傾向である。 令和元年度に環境の保全と創造に関する条例において設定した水質目標値(下限値)の達成のため、下水処理場の季節別管理運転や、工場・事業場等からの栄養塩供給の取組を進めている。(図10)

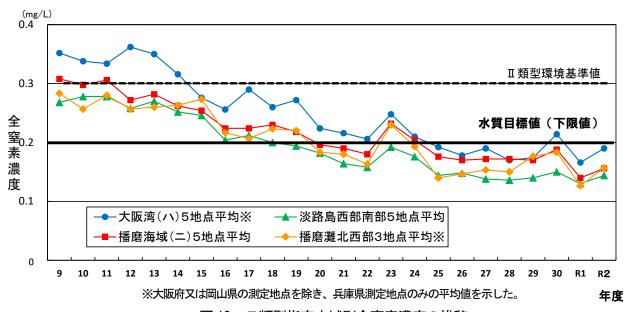


図 10 Ⅱ類型指定水域別全窒素濃度の推移

#### ④ 湖沼(COD 及び全燐)

千苅水源池のCOD 及び全燐は、どちらも環境基準非達成であった。

#### 2 地下水 (表 13)

#### (1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、89地点で調査を行い、88地点で環境基準を達成した(環境基準達成率98.9%)。 環境基準を超過した地点は、ふっ素で1地点(神戸市北区上津台)である。

ふっ素の超過原因は、地質の影響であると考えられ、飲用指導等の対応を行っており、健康 影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしてい る。

#### (2) 継続監視調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、令和2年度は19市4町の84地区107点(647検体)で調査を行った。内訳は、鉛(30検体)、砒素(45検体)、揮発性有機塩素化合物(516検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(19検体)、ふっ素(32検体)、ほう素(5検体)である。

その結果、鉛2検体、砒素16 検体、揮発性有機塩素化合物62 検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5検体、ふっ素15 検体、ほう素2検体が環境基準を超過した。

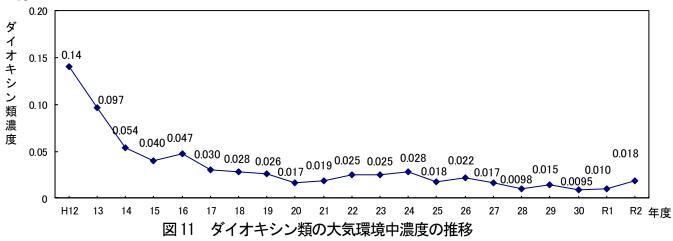
鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられることから、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進や、エコファーマー制度等の活用が図られるよう関係機関と協議している。

#### 第4 ダイオキシン類に関する環境の状況

#### 1 大気 (表14)

2地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類の大気環境基準(年平均0.6pg-TEQ/m³)を達成している。

また、全地点の平均値は0.018pg-TEQ/m³で、近年、低濃度で推移している。(図11) (pg-TEQ/m³)



#### 2 水質及び底質

#### (1) 水質(表15、表16)

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成している。

#### (2) 底質(表15、表16)

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準 (150pg-TEQ/g) を達成している。

# (資料編)

# < 目 次 >

表 1	一般環境大気測定局の環境基準達成状況	
	(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質) ——	—— 11
表 2	自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況	
	(二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質) ——	<del></del> 19
表 3	光化学オキシダントの環境基準達成状況 ——————	23
表 4	光化学スモッグ注意報等の年度別推移	25
表 5	有害大気汚染物質の調査結果	26
表 6	アスベストー般環境等モニタリング結果 —————	27
表 7	酸性雨自動測定機による監視結果	28
表8	自動車騒音の測定結果	
表 9	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果 —————————	30
表10	淡路島における航空騒音の測定結果	32
表11	新幹線鉄道騒音·振動測定結果 ————————————————————————————————————	33
表12	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等	
	(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全燐) ———	34
表13	地下水質の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
表14	ダイオキシン類調査結果 (大気)	47
表15	ダイオキシン類調査結果(河川)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	48
表16	ダイオキシン類調査結果(海域)―――――――	48
(参考)	環境基準等 ————————————————————————————————————	<b>——</b> 49
	用語解説 ————————————————————————————————————	<del> 64</del>

# 表 1 一般環境大気測定局の環境基準達成状況 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)

## (1)二酸化硫黄

				1時間	値が0.1	Oppmを	超えた明	寺間数	日平均	匀値が0	.04ppm?	を超えた	日数	日	平均值	の2%除タ	外值(ppr	n)		年	平均	値	
市町	測	定	局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	北		部	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.005	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
尼崎市	中		部	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.004	(0.005)	0.004	0.004	0.002	0.001	(0.002)	0.001	0.001	0.001
	南		部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
	市	役	所	0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
		킽 支		0	0	·	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.004	0.006	0.005		(0.003)	0.002	0.002	0.002	0.001	(0.001)
西宮市		中学		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
		1小学		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	浜			0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.006	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
宝塚市	高市			0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
川西市	市	役	所	0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	六甲7	アイラ		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.009	0.007	0.008	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
	灘		浜	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
神戸市	兵原	車南		0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	垂		水	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	港		島	0	0		0		0	0	0	0		0.006	0.008	0.007	0.006	_	0.003	0.003	0.003	0.002	_
明石市	=	h	見	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.004	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
明石巾	大	久	保子	0	0	_	0		0	0	0	0		0.003	0.004	0.004	0.004		0.001	0.002	0.001	0.001	- 0.001
探庭町	王	犯	場	0	0	ŭ	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.007	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
播磨町	市	<u>役</u>	所	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005 0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	尾	1文	上	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
加古川市	<u>甩</u> 別		府	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.007	0.009	0.006	0.006	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	平		荘	0		_	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.009	0.007	0.007	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	Ť		壮	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

#### 【一般環境大気測定局】

																					ルスシネウ		.,
				1時間	値が0.1	0ppmを	超えた	寺間数	日平均	匀値が0	.04ppm	を超えた	日数	日	平均值	の2%除	外値(pp	m)		年	平 均	値	
市町	測	定	局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市	役	所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	八		代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
	広		畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	(0.007)	0.004	0.004	0.001	0.001	(0.002)	0.001	0.001
	飾		磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	白		浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
姫路市	御	国	野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	網		干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	飾		西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	香		寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	林		田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
赤穂市	市	役	所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
丹波市	柏		原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
豊岡市	市	役	所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
洲本市	市	役	所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局	平均	直																	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
																			[37局]	[37局]	[36局]	[37局]	[34局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、 日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
  - 2 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
  - 3 ()は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
  - 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(2)二酸化窒素

# 【一般環境大気測定局】

	人们主从		日立	平均値の年間98%	6値			年	平均	値	
市町	測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	北部	0.031	0.036	0.038	0.041	0.043	0.014	0.016	0.015	0.015	0.016
尼崎市	中部	0.033	0.039	0.034	0.032	0.032	0.015	0.017	0.014	0.014	0.014
	南部	0.033	0.039	0.035	0.032	0.038	0.017	0.018	0.016	0.015	0.015
	市役所	0.032	0.036	0.030	0.030	0.032	0.015	0.016	0.013	0.013	0.012
	鳴尾支所	0.034	0.037	0.035	0.032	0.036	0.018	0.018	0.017	0.015	0.015
西宮市	瓦木公民館	0.032	0.036	0.030	0.032	0.031	0.015	0.017	0.014	0.013	0.012
四名山	甲陵中学校	0.024	0.026	0.025	0.023	0.023	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
	山口小学校	0.024	0.025	0.023	0.022	0.020	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008
	浜 甲 子 園	0.032	0.038	0.033	0.033	0.032	0.015	0.016	0.013	0.013	0.012
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.020	0.018	0.020	0.019	0.022	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008
伊丹市	市役所	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
宝塚市	高司中学校	0.030	0.027	0.025	0.026	0.026	0.012	0.010	0.011	0.010	0.009
川西市	市役所	0.018	0.018	0.018	0.019	0.022	0.008	0.009	0.009	0.009	0.009
三田市	市役所	0.023	0.022	0.025	0.019	0.021	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
	東灘	0.026	0.030	0.024	0.024	0.024	0.012	0.013	0.010	0.010	
	六甲アイランド	0.034	0.038	0.032	0.032	0.030	0.016	0.018	0.016	0.015	0.014
	住 吉 南	0.037	0.039	0.035	0.034	0.034	0.018	0.019	0.017	0.016	
	灘	0.025	0.028	0.027	0.027	0.027	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
	<u></u> 漢 浜	0.037	0.041	0.035	0.035	0.035	0.020	0.020	0.017	0.016	
	兵 庫 南 部	0.029	0.036	0.030	0.031	0.029	0.015	0.016	0.014	0.014	0.012
神戸市	長 田	0.031	0.032	0.030	0.030	0.026	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011
147 113	須 磨	0.033	0.039	0.034	0.033	0.033	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013
	白 川 台	0.026	0.026	(0.019)	_	_	0.011	0.011	(0.010)	_	_
	垂水	0.030	0.034	0.029	0.030	0.028	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012
	西神	(0.021)	0.021	0.020	0.020	0.017	(0.008)	0.008	0.008	0.008	0.006
	南五葉	0.017	0.020	0.018	0.019	0.018	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	北神	0.023	0.021	0.021		_	0.009	0.009	0.008	_	_
	港島	0.033	0.037	0.033	0.034	0.031	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013
	二見	0.025	0.028	0.026	0.026	0.023	0.012	0.013	0.011	0.011	0.010
明石市	大 久 保	0.028	0.031	0.026	0.027	_	0.013	0.014	0.013	0.012	_
	王子	0.029	0.031	0.028	0.028	0.028	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012
稲美町	町役場	0.021	(0.021)	0.022	0.020	0.021	0.009	(0.009)	0.010	0.009	0.009
播磨町	町役場	0.028	0.029	0.025	0.025	0.025	0.013	0.014	0.013	0.012	0.012
	市役所	0.022	0.025	0.021	0.021	0.023	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
加古川市	尾上	0.025	0.026	0.021	0.021	0.023	0.013	0.013	0.011	0.010	
	別府	0.026	0.028	0.026	0.024	0.026	0.014	0.014	0.014	0.012	0.012

#### 【一般環境大気測定局】

			日平	平均値の年間98%	6値			年	平 均	値	
市町	測 定 局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	東神吉	0.019	0.021	0.018	0.018	0.018	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
加古川市	志方公民館	0.017	0.020	0.015	0.016	0.015	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	平 荘	0.015	0.018	0.015	0.014	0.016	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006
高砂市	市役所	0.023	0.027	0.023	0.022	0.021	0.011	0.012	0.012	0.010	0.009
西脇市	市役所	0.013	0.014	0.013	0.013	0.013	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	八 代	0.020	0.021	0.018	0.018	0.018	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
	広 畑	0.023	0.027	(0.025)	0.024	0.024	0.012	0.012	(0.013)	0.011	0.010
	飾磨	0.022	0.027	0.023	0.023	0.023	0.012	0.013	0.011	0.010	0.009
	白 浜	0.022	0.027	0.021	0.021	0.023	0.010	0.011	0.010	0.009	0.008
姫路市	御国野	0.018	0.021	0.019	0.018	0.018	0.008	0.009	0.009	0.008	0.007
	網干	0.019	0.021	0.018	0.016	0.018	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
	飾 西	0.016	0.017	0.014	0.014	0.014	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006
	香 寺	0.014	0.015	0.013	0.012	0.012	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005
	林 田	0.011	0.012	0.010	0.009	0.011	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
太子町	町 役 場	0.023	0.026	0.022	0.020	0.019	0.012	0.013	0.011	0.010	0.009
たつの市	市役所	0.015	0.016	0.013	0.013	(0.010)	0.006	0.007	0.006	0.006	(0.006)
相生市	市役所	0.020	0.024	0.021	0.020	0.020	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
赤穂市	市役所	0.018	0.019	0.017	0.016	0.015	0.008	0.009	0.008	0.007	0.006
丹波市	柏原	0.009	0.010	0.010	0.009	0.008	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
豊岡市	市役所	0.010	0.010	0.005	0.006	0.009	0.004	0.004	0.001	0.003	0.003
洲本市	市役所	0.020	0.023	0.016	0.020	0.019	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
全測定局:	平均値						0.011	0.012	0.010	0.009	0.009
							[56局]	[56局]	[55局]	[55局]	[53局]

-(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。

<sup>2 「</sup>一」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

<sup>3 ()</sup>は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。

<sup>4</sup> 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(3) 浮遊粒子状物質 【一般環境大気測定局】

		1時間(	直が0.20	mg∕m³₹	を超えた	時間数	日平均	]値が0.1	0mg∕m	<sup>3</sup> を超え	た日数		日平均値	直の2%除外値	$(mg/m^3)$			年	平 均	値	
市町	測定局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	${\sf mg/m}^3$	${\sf mg/m}^3$	${\sf mg/m}^3$	${\sf mg/m}^3$	$mg/m^3$	mg/m <sup>3</sup>	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$
	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.042	0.037	0.035	0.036	0.016	0.018	0.016	0.013	0.013
尼崎市	中 部	0	0	0	0		0	_	0	0	0	0.033	0.038	0.034	0.037	0.031	0.015	0.017	0.017	0.016	0.014
	南 部	0		_	0			_		0	0	0.04	0.046	0.040	0.040	0.040	0.021	0.02	0.018	0.017	0.016
	市役所	0			0		0			0	0	0.038	0.043	0.044	0.040	0.045	0.019	0.019	0.021	0.017	0.018
	鳴尾支所	0		_	0		•			0	0	0.038	0.048	0.048	0.044	0.041	0.018	0.021	0.022	0.020	0.017
西宮市	瓦木公民館	0	0	_	0					0	0	0.035	0.037	0.037	0.038	0.037	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015
	甲陵中学校	0			0		0		_	0	0	0.041	0.043	0.045	0.043	0.044	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017
	山口小学校	0			0		·			0	0	0.034	0.038	0.042	0.038	0.038	0.016		0.016	0.015	0.016
	浜 甲 子 園	0			0		0			0	0	0.037	0.043	0.042	0.038	0.038	0.017	0.018	0.015	0.014	0.014
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	5 0			0		0	_		0	0	0.035	0.041	0.046	0.041	0.040		0.018	0.018	0.016	0.016
伊丹市	市役所	0			0		0		_	0	0	0.032	0.038	0.039	0.038	0.038	0.013	0.015	0.017	0.015	0.013
宝塚市	高司中学校	0			0		•			0	0	0.032	0.039	0.042	0.037	0.042	0.012	0.016	0.015		0.014
川西市	市役所	0			0					0	0	0.032	0.031	0.033	0.034	0.032	0.015		0.013	0.012	0.013
三田市	市役所	0	0		0		0			0	0	0.036	0.038	0.036	0.039	0.037	0.016	0.016	0.016	0.014	0.014
	東灘	0			0		•			0	0	0.040	0.044	0.041	0.038	0.035	0.017	0.018	0.018	0.014	0.014
	六甲アイラント	0			0		_		_	0	0	0.042	0.043	0.047	0.041	0.038	0.017	0.018	0.017	0.014	0.014
	灘	0	0		0		,			0	0	0.037	0.042	0.040	0.037	0.033	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012
	灘 浜	1	1	0	0					0	0	0.038	0.040	0.039	0.033	0.033	0.017	0.016	0.015	0.011	0.012
	兵 庫 南 部	0		_	0					0	0	0.039	0.043	0.045	0.040	0.039	0.017	0.017	0.018	0.015	0.014
	長 田	0		_	0		0			0	0	0.039	0.039	0.041	0.037	0.038	0.017	0.016	0.017	0.014	0.014
神戸市	須 磨	0			0	0	0			0	0	0.040	0.044	0.045	0.038	0.038	0.018	0.018	0.016	0.014	0.015
	白 川 台	0	0	(0)		_	0		(-,	_	_	0.037	0.037	(0.036)	_	_	0.016	0.015	(0.019)	_	_
	垂水	0			0		0			0	0	0.041	0.041	0.041	0.038	0.038	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014
	西 神	0		_	0		0			0	0	0.041	0.042	0.042	0.037	0.036	0.018	0.018	0.016	0.014	0.014
	南五葉	0	0	0	0	0		_	0	0	0	0.035	0.038	0.042	0.035	0.037	0.014	0.016	0.015	0.013	0.014
	北神	0				_	0			_	_	0.032	0.035	0.038	_	_	0.013	0.014	0.014		_
	港島	0			0		0			0	0	0.041	0.047	0.047	0.041	0.045	0.018		0.019	0.015	0.015
	二見	0	0	0	0		0			0	0	0.043	0.050	0.056	0.044	0.050	0.018	0.020	0.022	0.019	0.018
明石市	大 久 保	0	0	0	0		0		0	0	_	0.041	0.049	0.053	0.038	_	0.021	0.022	0.020	0.016	_
	王子	0			0		0		0	0	0	0.046	0.051	0.050	0.046	0.051	0.021	0.022	0.022	0.019	0.018
稲美町	町 役 場	0	(-,		0			(-,	0	0	0	0.044	(0.042)	0.059	0.061	0.049	0.022		0.020	0.021	0.018
播磨町	町 役 場	0	0	0	0					0	0	0.041	0.040	0.041	0.049	0.050	0.015	0.016	0.015	0.018	0.017
	市役所	0	0		0		0	·		0	0	0.039	0.042	0.043	0.037	0.042	0.017	0.018	0.018	0.015	0.015
加古川市	尾上	0		_	0		·	_		0	0	0.050	0.049	0.048	0.042	0.047	0.024	0.022	0.022	0.018	0.021
	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.044	0.046	0.040	0.047	0.018	0.018	0.018	0.016	0.016

#### \_

#### 【一般環境大気測定局】

		1時間値	直が0.20	mg∕m³₹	を超えた	-時間数	日平均	値が0.1	0mg∕m	<sup>3</sup> を超え	た日数		日平均値	直の2%除外値	$(mg/m^3)$			年	平均	値	
市町	測定局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	${\sf mg/m}^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$	$mg/m^3$
	東神吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.042	0.044	0.037	0.036	0.020	0.018	0.016	0.014	0.013
加古川市	志方公民館	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.042	0.047	0.040	0.042	0.017	0.018	0.018	0.015	0.016
	平	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.042	0.045	0.046	0.043	0.045	0.019	0.021	0.020	0.018	0.018
高砂市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.042	0.044	0.036	0.045	0.018	0.019	0.021	0.018	0.020
西脇市	市役所	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.035	0.038	0.053	0.040	0.039	0.016	0.016	0.017	0.015	0.014
	八 代	0	0		0	0	0	0		0	0	0.044	0.043	0.045	0.043	0.044	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015
	広 畑	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.041	0.045	(0.048)	0.044	0.041	0.019	0.020	(0.022)	0.017	0.015
	飾磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.040	0.044	0.037	0.039	0.018	0.017	0.018	0.015	0.014
	白 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.045	0.051	0.042	0.045	0.019	0.019	0.020	0.017	0.017
姫路市	御国野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.051	0.054	0.042	0.049	0.019	0.021	0.021	0.016	0.017
	網干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0.041	0.040	0.036	0.039	0.015	0.016	0.016	0.015	0.014
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.043	0.044	0.038	0.037	0.016	0.017	0.018	0.014	0.014
	香 寺	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0.034	0.038	0.036	0.037	0.039	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014
	林 田	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0.038	0.040	0.044	0.039	0.037	0.016	0.017	0.017	0.013	0.013
太子町	町 役 場	0	0	0	0		0	_		0	0	0.045	0.044	0.058	0.054	0.037	0.018	0.018	0.019	0.017	0.015
たつの市	市役所	0	0	0	0		0			0	(0)	0.035	0.037	0.039	0.040	(0.042)	0.015	0.015	0.015	0.014	(0.017)
相生市	市役所	0	0	0	0		0		0	0	0	0.035	0.041	0.050	0.042	0.051	0.013	0.015	0.017	0.015	0.014
赤穂市	市役所	0	2	0	0		0	-	0	0	0	0.038	0.049	0.046	0.043	0.055	0.014	0.015	0.018	0.016	0.015
丹波市	柏原	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.044	0.054	0.043	0.045	0.025	0.022	0.027	0.023	0.022
豊岡市	市役所	0	0		0		0			0	0	0.042	0.039	0.051	0.036	0.038	0.018	0.016	0.018	0.015	0.015
洲本市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0.044	0.040	0.037	0.035	0.011	0.019	0.018	0.016	0.015
全測定局平	·均值																0.017	0.018	0.018	0.016	0.015
																	[56局]	[55局]	[54局]	[54局]	[52局]

- 「参考」 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
  - 2 この表において、「 $\triangle$ 」は、2日連続で日平均値が $0.10 mg/m^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
  - 3 「一」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
  - 4 ( )は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
  - 5 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4)微小粒子状物質

# 【一般環境大気測定局】

						日平	均値の年間98	%値			年	平 均	値	
市町	測	定	局	設置 主体	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
					$\mu$ g/m $^3$									
尼崎市	中		部	围	29.0	32.4	29.8	26.2	28.7	13.4	13.8	13.3	11.6	11.1
西宮市	浜	甲子	遠	市	26.0	28.1	25.4	23.3	25.7	11.2	11.7	10.8	10.2	10.6
芦屋市	朝日	ヶ丘小	学校	県	21.7	27.6	24.7	21.2	23.7	9.1	10.1	9.3	7.7	7.5
伊丹市	市	役	所	県	23.1	27.1	25.3	21.5	23.2	9.8	11.0	10.2	8.6	8.5
宝塚市	高記	司中学	₽校	県	24.8	27.0	26.0	23.2	24.3	10.6	11.0	10.0	8.7	8.0
川西市	市	役	所	県	22.1	23.6	22.1	13.7	22.3	8.5	8.8	7.2	5.7	7.1
三田市	市	役	所	県	23.7	27.3	24.1	18.5	23.4	9.7	10.3	9.4	6.7	7.2
	東		灘	市	25.1	30.6	26.4	24.5	24.4	12.3	12.8	11.6	10.3	9.5
	六甲	アイラ	ンド	市	25.0	31.2	25.8	21.9	23.2	12.0	12.5	10.7	9.1	9.1
		灘		市	24.7	28.7	25.1	24.3	24.8	11.7	12.0	10.6	9.4	9.6
	灘		浜	市	26.9	29.9	25.0	23.1	25.9	12.9	12.8	11.2	10.0	10.0
	兵	庫南	部	市	27.7	33.8	28.5	27.2	27.4	13.4	13.7	12.5	11.4	10.9
	長		田	市	26.5	28.5	25.4	23.6	24.2	12.2	12.4	11.0	9.6	9.4
神戸市	須		磨	市	26.8	32.5	28.5	28.2	29.6	13.3	14.0	13.7	12.3	12.1
	白	Ш	台	市	27.3	28.5	(25.1)	1		11.6	12.1	(13.6)	_	_
	垂		水	市	25.6	30.1	25.9	23.5	23.8	12.0	11.9	10.9	10.0	9.1
	西		神	市	29.8	× 35.1	31.5	27.1	29.7	14.6	14.5	13.6	11.7	10.8
	南	五	葉	市	24.4	29.1	26.0	23.2	26.0	10.7	11.3	10.3	9.1	9.8
	北		神	市	24.4	26.6	24.1	_		11.0	10.8	9.7	_	_
	港		島	市	25.3	31.8	27.7	27.8	28.7	12.4	13.5	12.9	11.6	11.5
明石市	=		見	卡	30.3	34.7	32.4	25.3	29.5	13.1	14.2	13.0	11.0	10.8
1957 <u>—</u> 113	王		子	市	27.0	31.4	29.9	24.5	26.5	12.7	13.0	12.1	10.6	10.0
稲美町	町	役	場	県	29.5	(34.5)	31.5	27.4	30.9	11.9	(14.3)	12.7	11.7	10.8
播磨町	町	役	場	県	27.8	31.2	29.7	26.8	31.7	11.9	13.0	11.8	10.9	10.5

						日平	均値の年間98	%値			<del></del> 年	平均	値	人式测止问】
市町	測	定	局	設置 主体	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
					$\mu$ g/m $^3$									
	市	役	所	市	34.2	× 38.5	× 36.8	33.0	30.3	× 16.4	× 15.8	14.8	13.2	10.7
加古川市	別		府	市	34.4	× 39.3	× 38.6	31.6	31.7	× 16.7	× 17.2	× 16.8	14.4	13.3
	志力	5公民	館	市	29.9	32.9	31.6	26.0	30.0	12.6	13.6	12.6	11.2	11.1
高砂市	뉴	役	所	県	32.8	33.2	31.2	27.8	31.8	13.3	14.4	13.3	12.8	12.1
西脇市	뉴	役	所	県	23.5	30.1	28.7	24.1	25.6	9.7	10.9	9.8	8.4	7.7
	広		畑	市	29.5	33.4	(33.0)	25.8	32.3	13.9	14.2	(14.8)	10.6	13.5
	白		浜	市	30.4	35.0	32.7	28.8	30.3	× 15.1	× 15.5	12.8	12.0	11.8
姫路市	御	玉	野	市	27.7	33.1	30.9	26.7	30.3	12.4	13.1	12.2	10.9	10.7
	網		Ŧ	市	26.5	30.0	30.9	25.5	28.8	11.2	12.0	11.4	9.6	9.4
	飾		西	市	28.5	32.1	28.6	24.8	27.3	12.1	13.1	10.9	9.4	10.5
太子町	町	役	場	県	26.8	30.9	28.2	25.4	27.9	11.5	12.8	10.5	8.9	8.3
たつの市	市	役	所	県	24.5	27.3	27.0	23.6	(29.7)	10.2	10.2	9.8	8.4	(9.5)
相生市	市	役	所	県	24.2	29.9	28.4	24.1	25.9	10.2	11.5	9.9	8.6	7.9
赤穂市	市	役	所	県	24.7	29.9	28.0	24.5	25.8	10.4	11.2	10.1	8.9	8.4
丹波市	柏		原	県	24.2	25.5	27.2	23.3	22.9	9.6	9.6	9.5	8.0	7.5
豊岡市	市	役	所	県	28.5	26.0	29.5	24.8	23.9	10.6	11.4	12.9	10.6	10.0
洲本市	市	役	所	県	21.8	22.6	21.8	19.6	15.5	9.9	8.7	8.3	6.7	5.3
全測定局平	均值									11.9	12.4	11.4	10.0	9.8
										[41局]	[40局]	[39局]	[39局]	[38局]

<sup>(</sup>参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。

<sup>2</sup> この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。

<sup>3 「―」</sup>印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

<sup>4 ( )</sup>は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

<sup>5</sup> 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数(250日/年)に達していない局の年平均値を除いて算定した。

#### 表2 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況(二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)

#### (1)二酸化窒素

	一致心主术				日平	均値の年間98%	6値			年	平 均	値	
市町	測定局	設置	道路	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
		主体	~ 7	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	武 庫 川	市	国道43号	0.050	0.058	0.051	0.052	0.051	0.026	0.030	0.026	0.025	0.025
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.034	0.038	0.035	0.035	0.033	0.019	0.021	0.018	0.017	0.015
尼崎市	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.036	0.038	0.034	0.034	0.034	0.019	0.020	0.018	0.016	0.015
化呵巾	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.037	0.037	0.035	0.032	0.033	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016
	浜 田	市	国道2号	0.031	0.035	0.034	0.033	0.035	0.015	0.017	0.016	0.014	0.015
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.030	0.033	0.032	0.029	0.029	0.016	0.017	0.015	0.014	0.013
	六 湛 寺	市	国道2号	0.035	0.035	0.031	0.031	0.030	0.018	0.017	0.015	0.014	0.013
	津 門 川		国道43号	0.035	0.042	0.035	0.036	0.036	0.017	0.020	0.016	0.016	0.015
西宮市	河 原	_	国道171号	0.032	0.035	0.031	0.030	0.031	0.014	0.015	0.014	0.012	0.012
	甲子園		国道43号	0.039	0.040	0.038	0.036	0.036	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017
	塩 瀬	_	国道176号	0.042	0.043	0.037	0.034	0.034	0.025	0.025	0.020	0.019	0.017
芦屋市	打 出		国道43号	0.042	0.046	0.039	0.040	0.037	0.022	0.024	0.020	0.019	0.018
伊丹市	緑ケ丘		国道171号	0.033	0.040	0.036	0.036	0.034	0.018	0.025	0.021	0.021	0.019
宝塚市	栄 町	県	国道176号	0.043	0.046	0.038	0.038	0.035	0.025	0.026	0.023	0.021	0.019
川西市	加 茂		県道尼崎池田線	0.030	0.031	0.028	0.028	0.027	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012
	魚崎(東部)		国道43号	0.041	0.039	0.039	0.038	0.037	0.020	0.021	0.019	0.018	0.017
	西部		阪神高速道路	0.033	_	_	0.036	0.031	0.017	_	_	0.014	0.014
神戸市	垂水		国道2号	0.038	0.041	0.037	0.036	0.033	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017
1# /- 113	北神		中国自動車道	0.025	0.028	0.025	0.022	0.023	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011
	中 部	市	国道2号	0.037	0.036	0.035	0.036	0.032	0.019	0.020	0.018	0.017	0.015
	西	市	国道175号	0.033	0.032	0.030	0.027	0.030	0.018	0.017	0.015	0.014	0.013
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0.032	0.036	(0.033)	_	_	0.016	0.016	(0.018)	_	_
יווי דו.נפי	小 久 保	市	国道2号	0.035	0.036	0.033	0.032	0.032	0.020	0.020	0.018	0.017	0.016
加古川市	平 岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0.032	0.034	0.029	0.027	0.026	0.017	0.018	0.015	0.014	0.013
	鳩 里	市	国道250号(明姫幹線)	0.024	0.027	0.022	0.021	0.024	0.013	0.013	0.012	0.010	0.010
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0.032	0.029	0.024	0.024	0.024	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0.019	0.022	0.021	0.019	0.020	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009
姫路市	船場	市	国 道 2 号	0.021	0.023	0.021	0.020	0.021	0.011	0.012	0.010	0.009	0.009
	飾磨	市	県道姫路港線	0.026	0.027	0.024	0.023	0.024	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010
相生市	池之内		国 道 2 号	0.032	0.031	0.031	0.025	0.037	0.018	0.018	0.017	0.015	0.018
豊岡市	小 尾 崎	県	国道312号	0.013	0.012	0.009	0.009	0.010	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
全測定局	平均值								0.017	0.018	0.016	0.015	0.014
									[31局]	[30局]	[29局]	[30局]	[30局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。
  - 2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
  - 3 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
  - 4 ( )は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
  - 5 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

#### 20

#### (2) 浮遊粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

1時間値が0.20mg/m³を超えた時間   日平均値が0.10mg/m³を超えた日数   日平均値の2%除外値(mg/m³)	年 平 均 値
市町│測定局 設置│ 道路 │ 平成│平成│平成│令和│令和│平成│平成│平成│令和│令和│平成│平成│平成│ 平成│ 令和│ 令和│	
	│ 平成 │ 平成 │ 平成 │ 令和 │ 令和 │
主体   28年度   29年度   30年度   元年度   24年度   29年度   20年度   20年度   20年度   24年度   29年度   29年度   30年度   元年度   30年度   30年度   元年度   30年度   30年度   元年度   30年度   元年度   30年度   元年度   30年度   30年度   元年度   元年度   30年度   元年度   30年度   元年度   元年度   30年度   元年度   元年度   元年度   元年度   元年度   元年度   30年度   元年度   元年	28年度 29年度 30年度 元年度 2年度
時間数   時間数   時間数   時間数   時間数   日数   日数   日数   日数   日数   日数   田数   田	mg/m <sup>3</sup> mg/m <sup>3</sup> mg/m <sup>3</sup> mg/m <sup>3</sup> mg/m <sup>3</sup>
武庫川 市国道43号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.037 0.040 0.039 0.039 0.039	0.018 0.017 0.017 0.016 0.016
一	
上坂部西公園 市 県道尼崎池田線 (0) 0 (0) 0 0 - (0.031) 0.040	(0.013) 0.016
大 湛 寺   市  国道 2 号	
津門川 市国道43号 이 이 이 이 이 이 이 이 이 0 0.036 0.051 0.037 0.038 0.039	
西宮市 河 原 市 国道171号 이 이 이 이 이 이 이 이 이 0 0 0 0 0.039 0.038 0.037 0.037 0.038	
甲子園 市 国道 4 3 号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.043 0.046 0.045 0.041 0.037	
塩 瀬 市 国道176号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.034 0.038 0.035 0.036 0.037	0.016 0.016 0.015 0.014 0.014
芦屋市   打 出   県  国道 4 3 号   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.034 0.042 0.038 0.037 0.033	
伊丹市   緑ケ丘   県  国道171号   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.041 0.045 0.042 0.041 0.044	
宝塚市   栄 町   県  国道176号   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.033 0.038 0.041 0.038 0.039	
川西市 加 茂 県 県道尼崎池田線 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.035 0.038 0.037 0.034 0.035	
<sub>神戸市</sub>   <u>垂 水 市 国道 2 号</u>	
1	
中部   市  国 道 2 号   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.042 0.045 0.046 0.038 0.039	0.017 0.017 0.016 0.014 0.015
	0.019 0.018 0.016 0.014 0.015
	0.015 0.014 0.014 0.019 0.018
八久保   市   国道2号   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.040 0.046 0.041 0.038	
加古川市 平 岡 市 国道2号(加古川バイパス) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.046 0.046 0.051 0.047 0.047	0.019 0.019 0.020 0.018 0.017
	0.017 0.017 0.016 0.016 0.016
高砂市 中 島 県 国道250号 (明姫幹線) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.044 0.052 0.049 0.035 0.046	
小野市 上本町 県県道加古川小野線 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0.045 0.052 0.044 0.039 0.042	
- 短路市	
	0.020 0.020 0.017 0.016 0.015
相生市 池 之 内 県 国道 2号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0.041 0.047 0.045 0.041 0.041	0.019 0.021 0.019 0.017 0.017
豊岡市   小尾崎   県  国道312号   0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0.028 0.040 0.036 0.031 0.038	0.010 0.014 0.014 0.012 0.011
全測定局平均值	0.018 0.018 0.017 0.015 0.015
(A * )	[28局][27局][27局][28局][29局]

<sup>(</sup>参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上 連続しないこと。」をいう。

<sup>2</sup> この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

<sup>3 「―」</sup>印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

<sup>4 ( )</sup>は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。

<sup>5</sup> 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

#### (3)一酸化炭素

#### 【自動車排出ガス測定局】

																							/ / / / / / / / / / /	
					8時間	平均值加	b∛20ppm	を超え	た回数	日平:	均値が1	0ppm a	を超えた	日数	日立	平均值(	D2%除タ		om)		年 -	平均	値	
市町	測定局	設置	道	路	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
	,	主体	1		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				元年度	2年度	28年度		30年度	元年度	2年度		29年度		元年度	2年度
					回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	武 庫 川	市	国道 4 3	3 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
尼崎市	砂田こども広場	市	県道米谷昆	陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	国設尼崎自排	玉	国道 4 3	3 号	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0.9	0.9	8.0	8.0	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4
	六 湛 寺	市	国 道 2	号	0	0	0	0	0			0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	津 門 川	市	国道 4 3	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
西宮市	河 原	市	国道 17	1号	0	0	•	_	0	0		0	0	0	0.6	0.7	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
	甲子園		国道 4 3	3 号	0	0	0	0	0			0	0	0	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	塩 瀬	市	国道 17	6 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	8.0	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
芦屋市	打 出	県	国道 4 3	3 号	0	0	·		0	0		0		0		0.6	0.5	0.5	0.5		0.3	0.3		0.3
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道 17	1号	0	0	0		•	0		0		0	0.7	8.0	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4		0.4
宝塚市	栄 町	,,,	国道 17		0	0		(-/	0			0	(0)	0		0.6	1.0	(0.4)	0.5		0.4	0.6	(0.1)	0.3
川西市	加茂	県	県道尼崎池	田線	0	0	·		0			0	0	0		0.6	0.5	0.5	0.5		0.3	0.3	0.3	0.3
	垂水	市	国 道 2	号	0	0	0	0	0			0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
神戸市	北神	市	中国自動車		0	0	0	0	0			0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6		0.4	0.4	0.3	0.3
	中 部		国道2号		0	0	·			0		0		0		0.6	0.5	0.5	0.5		0.4	0.3		0.3
明石市	林崎		県道明石高		0	0	·	_		0		0		0		0.5	0.4	0.4	0.6		0.2	0.2		0.2
	小 久 保	- 1-	国 道 2	号	0	0	·		0			0		0		0.6	0.6	0.6	0.5		0.4	0.4	0.3	0.3
加古川市	平岡	市	国道2号()	ロ古川バイパス)	0	0	·		0	0		0		0		0.5	0.5	0.5	0.4		0.3	0.3		0.2
高砂市	中島	県	国道250号(		0	0		·	0			0		0		0.5	0.4	0.4	0.5		0.3	0.3	0.3	0.3
小野市	上本町		県道加古川		0	0			_			0		0		0.6	0.6	0.6	0.5		0.4	0.4	0.4	0.3
姫路市	船場		国 道 2	号	0	0	·			0		0		0		0.6	0.6	0.5	0.5		0.3	0.3		0.3
	飾磨		県道姫路港		0	0						0		0		0.5	0.5	0.4	0.4		0.3	0.3		0.2
相生市	池之内		国 道 2	号	0	0	·			0		0		0	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6		0.3	0.3		0.4
豊岡市	小尾崎	県	国道31	2 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5		0.4	0.5		0.3
全測定局平	ヹ゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙ヹ゚゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙																			0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
																				[24局]	[24局]	[24局]	[23局]	[24局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを 超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

- 2 「一」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 ()は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

					日平	均値の年間98	3%値			年	平均	値	
市町	測 定 局	設置 主体	道 路	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				$\mu$ g/m $^3$	$\mu  \text{g/m}^3$	$\mu$ g/m <sup>3</sup>	$\mu$ g/m $^3$	$\mu$ g/m $^3$	$\mu$ g/m $^3$				
	国設尼崎自排	国	国道43号	29.8	30.8	30.1	29.0	28.8	14.5	14.4	14.0	12.9	12.5
尼崎市	武庫川	市	国道43号	l	l	l	24.4	26.2	_	_	l	10.7	10.3
/C#0] 1[1	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	29.4	32.3	26.5	23.0	28.1	13.0	14.1	12.2	10.4	11.2
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	32.9	32.3	28.3	26.2	27.5	14.7	13.0	12.2	10.7	10.8
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	_	-	ı	(19.5)	26.5	_	_	_	(9.5)	9.5
	津門川	市	国道43号	28.4	× 35.3	31.2	26.3	28.0	13.6	× 15.2	13.5	11.3	11.0
西宮市	河 原	市	国道171号	25.8	29.4	27.5	24.8	28.5	11.4	12.3	11.2	10.4	10.3
연습비	甲子園	市	国道43号	26.8	31.0	26.3	24.5	23.9	12.4	12.9	10.3	9.6	8.1
	塩 瀬	市	国道176号	26.4	26.8	23.2	21.0	23.9	10.5	10.2	8.4	7.3	7.9
芦屋市	打 出	県	国道43号	24.7	29.7	28.7	26.8	25.3	11.4	12.6	12.6	11.1	10.1
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	28.6	33.0	31.3	26.6	28.1	13.2	14.9	14.7	11.8	11.4
宝塚市	栄 町	県	国道176号	25.5	27.1	26.1	24.1	26.7	11.3	11.7	11.5	10.1	9.7
川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	27.5	31.7	25.1	22.0	22.9	13.0	14.6	10.8	8.7	8.9
	魚崎 (東部)	市	国道43号	28.3	32.9	29.3	27.4	30.5	14.5	14.9	12.8	12.5	11.5
	西部	市	阪神高速道路	24.8	I	I	22.7	27.4	12.6	_	l	10.1	11.0
神戸市	垂水	市	国道2号	30.3	33.3	31.1	29.8	30.8	× 16.2	× 16.2	14.6	13.4	13.4
	北神	市	中国自動車道		I	(24.8)	24.0	27.3	_	_	(12.6)	11.0	10.5
	西	市	国道175号	28.3	33.9	30.1	28.7	30.0	14.0	14.5	14.1	12.7	12.2
明石市	林 崎	市	県道明石高砂線	28.3	× 36.1	34.0	26.5	26.5	12.6	14.6	14.1	10.9	9.9
加古川市	平 岡	市	国道2号(加古川バイパス)	30.3	34.6	32.8	26.6	28.5	13.4	14.0	13.2	11.4	11.0
高砂市	中 島	県	国道250号(明姫幹線)	28.4	32.6	31.0	27.6	31.2	12.9	13.7	13.0	12.1	11.3
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	27.8	30.0	28.4	24.3	29.2	11.3	12.3	11.5	10.9	10.2
姫路市	船場	市	国道2号	28.5	33.5	33.7	29.7	31.4	13.0	14.0	13.0	11.5	12.3
נויםעם	飾磨	市	県道姫路港線	27.7	32.9	32.5	28.1	30.8	12.9	13.8	12.3	11.4	11.1
相生市	池之内	県	国道2号	24.1	28.7	26.1	26.2	28.4	10.9	12.1	11.0	10.3	9.9
豊岡市	小 尾 崎	県	国道 312 号	24.8	25.2	26.6	20.3	21.1	9.4	10.5	10.3	8.6	8.5
全測定局平									12.7	13.5	12.3	10.9	10.6
									[23局]	[22局]	[22局]	[24局]	[26局]

- -(参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。
  - 2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
  - 3 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
  - 4 ()は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。
  - 5 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数(250日/年)に達していない局の年平均値を除いて算定した。
  - 6 平成30年度までの尼崎市武庫川測定局の自動測定機は等価性評価試験に適合していなかったため、環境基準の判定から除外している。

# 表3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

		昼間	ਗの1時間値	が0.06ppm?	と超えた時間	<b></b>		昼間の18	寺間値の平均	匀值(ppm)		昼	配間の日最高	高1時間値 <i>0</i> .	)平均値(ppn	n)
市町	測定局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	北部	249	223	(177)	(338)	(269)	0.035	0.036	(0.033)	(0.038)	(0.037)	0.051	0.05	(0.047)	(0.054)	(0.052)
尼崎市	中 部	363	398	252	325	208	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.048	0.049	0.045	0.048	0.044
	南部	400	316	(277)	(300)	(215)	0.038	0.038	(0.034)	(0.036)	(0.035)	0.057	0.054	(0.050)	(0.054)	(0.050)
	市役所	288	271	239	208	179	0.032	0.032	0.031	0.031	0.032	0.046	0.046	0.045	0.044	0.045
	鳴尾支所	479	487	364	379	334	0.033	0.033	0.032	0.033	0.033	0.050	0.050	0.047	0.048	0.048
西宮市	瓦木公民館	365	307	234	236	256	0.033	0.032	0.031	0.033	0.034	0.048	0.047	0.044	0.047	0.047
	甲陵中学校	353	395	248	234	303	0.031	0.034	0.029	0.034	0.035	0.043	0.048	0.041	0.047	0.048
	山口小学校	465	464	376	436	339	0.035	0.035	0.034	0.035	0.035	0.049	0.049	0.048	0.049	0.048
	浜 甲 子 園	409	338	295	279	234	0.034	0.033	0.033	0.033	0.033	0.049	0.048	0.047	0.047	0.047
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	384	441	322	344	323	0.037	0.038	0.036	0.037	0.037	0.050	0.050	0.048	0.049	0.049
伊丹市	市役所	478	465	359	325	359	0.035	0.034	0.031	0.032	0.034	0.051	0.049	0.044	0.047	0.048
宝塚市	高司中学校	405	447	351	325	352	0.034	0.035	0.035	0.035	0.035	0.050	0.050	0.049	0.048	0.048
川西市	市役所	197	263	279	295	119	0.028	0.03	0.030	0.031	0.028	0.041	0.043	0.044	0.044	0.042
三田市	市役所	481	564	325	351	238	0.031	0.037	0.032	0.032	0.032	0.044	0.052	0.047	0.045	0.046
	東灘	298	272	181	231	229	0.033	0.034	0.032	0.033	0.033	0.047	0.047	0.044	0.046	0.045
	灘	375	375	321	297	334	0.035	0.035	0.034	0.034	0.035	0.049	0.048	0.048	0.047	0.047
	兵庫南部	348	286	223	182	133	0.033	0.032	0.030	0.030	0.031	0.048	0.047	0.045	0.044	0.044
	長 田	464	498	381	303	340	0.034	0.035	0.034	0.032	0.034	0.049	0.05	0.048	0.045	0.048
	須 磨	315	339	235	196	187	0.031	0.032	0.030	0.030	0.031	0.047	0.048	0.045	0.045	0.045
神戸市	白 川 台	487	516	(151)	_	_	0.036	0.037	(0.048)	_	_	0.05	0.051	(0.061)	_	_
747-117	垂水	370	390	262	234	211	0.032	0.033	0.031	0.031	0.032	0.048	0.049	0.046	0.046	0.046
	西神	531	558	454	393	402	0.037	0.037	0.035	0.035	0.036	0.052	0.051	0.050	0.049	0.049
	南五葉	527	665	495	436	407	0.039	0.041	0.039	0.039	0.038	0.052	0.054	0.051	0.051	0.050
	北神	415	397	319	310	250	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.049	0.048	0.047	0.046	0.045
	港島	352	346	257	196	218	0.031	0.033	0.031	0.029	0.031	0.047	0.049	0.045	0.043	0.046
	押部谷	543	508	414	360	319	0.038	0.037	0.036	0.035	0.035	0.051	0.051	0.049	0.048	0.047
	二見	539	486	482	452	379	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.051	0.052	0.052	0.051	0.050
明石市	大 久 保	406	447	349	310	_	0.032	0.033	0.032	0.033	_	0.048	0.049	0.048	0.048	_
	王 子	342	408	284	239	236	0.032	0.033	0.031	0.032	0.032	0.048	0.05	0.047	0.048	0.047
稲美町	町 役 場	492	(424)	429	416	344	0.035	(0.044)	0.035	0.034	0.035	0.050	(0.062)	0.050	0.049	0.049
播磨町	町 役 場	486	521	362	347	285	0.034	0.035	0.033	0.033	0.034	0.050	0.051	0.049	0.049	0.048
	市役所	436	496	429	380	347	0.033	0.035	0.034	0.034	0.035	0.049	0.051	0.049	0.049	0.049
加古川市	尾上	387	334	437	395	328	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.048	0.049	0.050	0.049	0.049
	東神吉	367	467	386	388	354	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.050	0.051	0.049	0.050	0.050
高砂市	市役所	325	440	371	271	241	0.033	0.034	0.032	0.031	0.029	0.048	0.049	0.047	0.045	0.042
西脇市	市役所	413	507	342	397	259	0.035	0.035	0.032	0.033	0.032	0.05	0.051	0.046	0.047	0.046

	$\sim$
-	_

				昼間	間の1時間値	が0.06ppm?	を超えた時間	<b>引数</b>		昼間の15	寺間値の平均	匀值(ppm)		昼	間の日最高	§1時間値の	)平均値(ppm	1)
市町	測	定	局	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和	平成	平成	平成	令和	令和
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
	八		代	263	539	422	349	370	0.031	0.035	0.034	0.034	0.036	0.045	0.051	0.049	0.048	0.050
	広		畑	360	354	(168)	270	243	0.031	0.032	(0.035)	0.031	0.032	0.047	0.047	(0.050)	0.046	0.047
	飾		磨	209	258	189	191	139	0.029	0.03	0.029	0.028	0.028	0.044	0.044	0.043	0.042	0.041
	山		浜	378	343	314	285	205	0.033	0.033	0.032	0.032	0.030	0.048	0.048	0.047	0.046	0.043
姫路市	御	玉	野	376	420	217	370	272	0.036	0.034	0.032	0.034	0.032	0.051	0.049	0.046	0.048	0.045
	網		Ŧ	349	377	374	339	232	0.032	0.033	0.032	0.033	0.032	0.047	0.048	0.048	0.048	0.046
	飾		西	416	435	317	307	245	0.032	0.033	0.031	0.031	0.031	0.049	0.049	0.047	0.046	0.046
	香		寺	296	442	354	322	314	0.033	0.034	0.032	0.032	0.033	0.048	0.05	0.047	0.046	0.048
	林		田	285	329	254	225	145	0.030	0.031	0.029	0.029	0.028	0.046	0.047	0.044	0.044	0.042
太子町	町	役	場	550	601	461	440	541	0.035	0.034	0.034	0.031	0.034	0.051	0.050	0.049	0.046	0.049
たつの市	七	役	所	457	488	432	306	(195)	0.034	0.035	0.034	0.033	(0.034)	0.050	0.051	0.050	0.048	(0.049)
相生市	市	役	所	420	577	385	312	501	0.031	0.033	0.032	0.031	0.035	0.049	0.052	0.049	0.047	0.052
赤穂市	七	役	所	549	677	528	575	458	0.035	0.037	0.036	0.037	0.037	0.051	0.054	0.052	0.054	0.052
丹波市	柏		原	379	516	296	378	216	0.033	0.036	0.032	0.033	0.029	0.048	0.051	0.046	0.046	0.040
豊岡市	卡	役	所	229	281	204	321	219	0.032	0.033	0.030	0.033	0.032	0.044	0.045	0.043	0.046	0.045
洲本市	卡	役	所	457	590	472	461	323	0.036	0.038	0.036	0.037	0.037	0.05	0.053	0.050	0.051	0.049
全測定局平	⋾均値								0.033	0.034	0.033	0.033	0.033	0.048	0.049	0.047	0.047	0.047
									[52局]	[51局]	[48局]	[49局]	[47局]	[52局]	[51局]	[48局]	[49局]	[47局]
(参考) 1	担野	ま 進	の達成	tとは. 「1:	年間の昼間	に測定され	たすべての	)1時間値が	0.06ppmเม	下であるこん	と。」をい	<u> う。</u>						

- - 2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。
  - 3 「一」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
  - 4 全測定局平均値は、[ ]内の局数における昼間の1時間値の平均値の平均及び昼間の日最高1時間値の平均値の平均で、「一」印及び( )を付した局を除いて算定した。

表 4 光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予	報	注	意 報	被害者届出数
	日 数	地域数	日 数	地域数	(人)
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0
平成22年度	0	0	2	5	0
平成23年度	1	5	0	0	0
平成24年度	2	4	1	2	0
平成25年度	2	2	2	3	0
平成26年度	0	0	2	2	0
平成27年度	2	8	2	5	0
平成28年度	1	1	1	2	0
平成29年度	2	4	1	1	0
平成30年度	0	0	2	3	0
令和元年度	4	25	3	15	0
令和2年度	1	1	2	3	0

(備考) 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の 発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上に なり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

## 表 5 有害大気汚染物質の調査結果

	測定場所	アクリロニトリル μ	g/m³	?セトアルデヒ	ド μg/m³	塩化ビニルモノマ	7 — μ g/m³	塩化メチル	$\mu  \text{g/m}^3$	クロロホルム	$\mu$ g/m $^3$
		最大値 / 最小値 平	匀值 最大值	/ 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値
全国標準	三田市役所	0.31 / <0.013 0.	13 12	/ 1.4	5. 0	0.027 / <0.006	0.007	1.7 / 0.93	1. 3	0. 37 / 0. 14	0. 23
監視地点	洲本市役所	0.33 / <0.013 0.	16 19	/ 1.4	8. 1	0.067 / <0.006	0.017	2.9 / 1.6	2. 1	0. 42 / 0. 095	0. 25
地域特設	高砂市沖浜ポンプ場	0.57 / <0.013 0.	24			2. 9 / <0. 006	0. 42	2.4 / 1.0	1.6	12 / 0.34	2. 7
監視地点	芦屋宮川小自排局	0. 26 / <0. 013 0.	9. 7	/ 1.6	4. 1	0. 15 / <0. 006	0. 018	2.7 / 1.3	1. 7	0. 45 / 0. 12	0. 23
R1全	国測定結果(平均値)	0. 98 / 0. 0028 0.	064 16	/ 0.57	2. 2	1. 2 / 0. 0025	0. 041	3.6 / 0.077	1.4	1.3 / 0.011	0. 22
	環境基準値	(指針値 2)		_		(指針値 10)	)	_		(指針値 18	)

	測定場所	1,2ージクロロエ・	タン μg/m³	ジクロロメタン	μg/m³	テトラクロロエチ	·レン μg/m³	トリクロロエチレ	νン μg/m³		トルエン	$\mu$ g/m $^3$
		最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均值	最大値	/ 最小値	平均値
全国標準	三田市役所	0.19 / 0.066	0. 097	1.8 / 0.38	0. 79	0. 20 / 0. 029	0. 095	0. 28 / <0. 021	0.062	11	/ 1.3	4. 4
監視地点	洲本市役所	0. 21 / 0. 076	0. 12	1.6 / 0.26	0. 65	0. 14 / <0. 007	0. 070	0. 12 / <0. 021	0. 030	20	/ 0.94	7. 9
地域可以	高砂市沖浜ポンプ場	1.0 / 0.057	0. 28	1.8 / 0.34	0. 92	0.49 / 0.033	0. 18	0. 23 / <0. 021	0.099	16	/ 2.2	9. 5
監視地点	芦屋宮川小自排局	0.41 / 0.060	0. 15	1.1 / 0.33	0. 68	0. 22 / 0. 044	0.11	0. 10 / <0. 021	0. 029	11	/ 1.5	4. 1
R1全	国測定結果(平均値)	0. 95 / 0. 036	0. 15	39 / 0.26	1.6	1.5 / 0.0048	0.10	100 / 0.0035	1. 2	280	/ 0.15	7. 1
	環境基準値	(指針値 1.6	6)	150		200		130			_	

	測定場所	1, 3ーブタジエ	ン μg/m³	ベンゼン	$\mu  \text{g/m}^3$	ベンゾ[a]ピレ:	ng/m³	ホルムアルデヒ	۴ μg/m³
		最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値	最大値 / 最小値	平均値
全国標準	三田市役所	0. 16 / <0. 007	0. 033	1.3 / 0.32	0. 71	0.94 / 0.006*	0. 13	7.8 / 0.57	3. 7
監視地点	洲本市役所	0. 21 / <0. 007	0. 057	1.7 / 0.65	1.1	1.5 / 0.010	0. 28	27 / 3.1	14
地域特設	高砂市沖浜ポンプ場	0. 21 / <0. 007	0.059	2. 5 / 0. 85	1.5				
監視地点	芦屋宮川小自排局	0. 17 / 0. 024	0.053	0. 97 / 0. 35	0. 72	0. 53 / 0. 023	0. 16	6.8 / 2.0	4. 4
R1全	国測定結果(平均値)	1.0 / 0.0026	0. 081	3.0 / 0.24	0.86	3.0 / 0.0085	0. 16	11 / 0.43	2. 6
	環境基準値	(指針値 2.	5)	3		_		-	

	測定場所		酸化	エチレン	$\mu  \text{g/m}^3$	7]	K銀及	びその化台	t物 ng/m³	ベリ	リウム	及びその	化合物 ng/m³		ニッ	ケル化合物	J ng/m³
		最大値	/	最小値	平均値	最大値	/	最小値	平均值	最大値	/	最小値	平均值	最大値	/	最小値	平均值
全国標準	三田市役所	0.049	/	0.011	0. 023	2. 2	/	1.0	1.4	0. 025	/ <	(0. 0010	0. 0062	2. 9	/	<0. 25	1.1
監視地点	洲本市役所	0. 051	/	0. 011	0. 029	1.9	/	0.89	1.5	0. 028	/ 0	). 0017 <sup>*</sup>	0.0090	4. 6	/	<0.15	1. 7
地域特設 監視地点	高砂市沖浜ポンプ場					2. 4	/	1. 2	1.8								
R1全国測定	結果(平均値)	0. 63	/	0.013	0. 078	8. 3	/	0. 70	1.8	0. 071	/	0. 0016	0.016	23	/	0. 11	3. 2
	環境基準値			_			(指:	針値 40	)			_			(指:	針値 25	)

	測定場所	۲	素及	びその化合	計物 ng/m³	マン	ガン	及びその化	∠合物 ng/m³	クロ	إكا	及びその化	合物 ng/m³
		最大値	/	最小値	平均値	最大値	/	最小値	平均值	最大値	/	最小値	平均値
全国標準	三田市役所	3. 8	/	0. 098	0. 69	23	/	1.1	8. 3	8.8	/	<0.3	2. 1
監視地点	洲本市役所	2. 3	/	0. 18	1.1	23	/	4. 0	9. 5	7. 9	/	<0.3	2. 1
R1全[	国測定結果(平均値)	20	/	0. 081	1. 2	250	/	0. 81	22	45	/	0. 077	4. 5
	環境基準値		(指	針値 6)			(指針	计値 140	))			-	

<sup>(</sup>参考) 1 全国測定結果については、令和元年度の全国測定結果(年平均値)の最大値・最小値・平均値である。 2 兵庫県実施分のみ記載。 (注) ※は検出下限値以上、定量下限値未満の測定値である。

#### 表6 アスベストー般環境等モニタリング結果

#### (1)一般環境

測定地点	市町名										-		測定	結果()	単位:本/	/L)							-				
<b>例</b> 足地点	III MI 4	5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	*1 -	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.1	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.054 ~0.28	0.070 ~0.15	0.12 ~0.22	0.071 ~0.18	0.080 ~0.22	_	-	_	_	-	_
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.04	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.055 ~0.070	0.056 ~0.10	0.11	0.071 ~0.081	0.070 ~0.11	-	-	_	_	-	_
宝塚総合庁舎	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.06	0.065 ~0.080	不検出 ~0.082	0.071 ~0.16	0.056	0.071	0.056	0.12 ~0.29	0.071 ~0.11	%5 0.10 ∼0.12	0.070 ~0.16	0.056 ~0.12
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ~0.03	不検出	不検出 ~0.06	不検出 ~0.06	0.056 ~0.18	0.054 ~0.056	不検出 ~0.12	0.069 ~0.096	不検出 ~0.056	不検出 ~0.071	0.091 ~0.45	不検出 ~0.071	0.056 ~0.18	0.096 ~0.10	0.055 ~0.071
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.16	不検出	0.056 ~0.10	0.088 ~0.25	0.14 ~0.34	0.082 ~0.10	0.10 ~0.14	不検出 ~0.090	0.15 ~0.42	0.081 ~0.44	0.10 ~0.13	0.071 ~0.43	0.056
龍野庁舎	たつの市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.06		0.096 ~0.12	0.069 ~0.089	0.055 ~0.14	0.069 ~0.13	※3 0.056	%3 0.29 ∼0.33	%3 0.12 ∼0.14	%3 0.071 <b>~</b> 0.11	0.12 ~0.23	0.056
豊岡総合庁舎	豊岡市											不検出	不検出 ~0.03	不検出 ~0.16	不検出	不検出 ~0.06	0.095 ~0.10	0.053 ~0.32	0.069 ~0.078	0.094 ~0.13	0.078 ~0.080	不検出 ~0.052	0.23 ~0.25	0.056 ~0.28	0.081 ~0.090	0.056 ~0.30	0.071
柏原総合庁舎	丹波市											不検出	不検出	不検出 ~0.06	不検出	不検出	0.056 ~0.088	0.056 ~0.17	0.068 ~0.096	0.056 ~0.080		不検出 ~0.055	0.14 ~0.15	0.090 ~0.23	0.056	0.11 ~0.31	0.056
洲本総合庁舎	洲本市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	0.082 ~0.12	0.043 ~0.060	0.093 ~0.13	0.046 ~0.063	0.093 ~0.13	0.066 ~0.10	0.11 ~0.15	¾4 0.050 ~0.23	¾4 0.057 ∼0.068	0.057 ~0.26	0.055 ~0.057
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	*1 -	-	-	-	_	_	_	_	_		_	_	_	

- ※1 尼崎市はH18、西宮市はH19まで(以降、各市でモニタリングを実施)
- ※2 アスベストモニタリングマニュアル(環境省)が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載 (H21まではアスベスト繊維数を測定・記載(総繊維数>アスベスト繊維数))
- ※3 H27、H28、H29、H30は、たつの市役所において測定
- ※4 H29、H30は、洲本市役所において測定
- ※5 宝塚市はH10~H30まで宝塚市よりあいひろばにおいて測定
- ※6 兵庫県実施分のみ記載。

#### (2)道路沿道

281 Ch 144 - E	市町名		測定結果(単位:本/L)														
測定地点		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.11	不検出 ~0.18	不検出 ~0.12	0.14 ~0.16	0.15 ~0.17	0.16 ~0.17	不検出 ~0.080	0.18 ~0.21	0.090 ~0.12	0.070 ~0.17	0.078 ~0.090	0.071 ~0.18

#### 【参考】令和元年度 環境省及び地方公共団体による調査結果(平均値)

12 32	ラロントスペルログし	らびはスロドラー	うっては、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
	地域分類	環境省実施分	地方公共団体実施分
	住宅地域	0.075 本/L	0.14 本/L
фП.	商工業地域	0.10 本/L	0.12 本/L
般 環	農業地域	0.13 本/L	0.09 本/L
境	内陸山間地域	0.099 本/L	0.15 本/L
-51	離島地域	0.091 本/L	- 本/L
高速道	路及び幹線道路沿線	0.088 本/L	0.15 本/L

表7 酸性雨自動測定機による監視結果

		神	戸(須磨	<u> </u>	豊岡							
	降水量		年平	均值		降水量		年平	·均值			
年度	(mm)	рН	EC	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	$N0_3^-$	(mm)	рH	EC	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	$NO_3^-$		
Н3	1127	4. 4	25	2. 31	1. 61	1991	4. 5	25	2. 31	1. 61		
H4	1042	4. 5	25	1. 79	1. 55	1908	4. 7	25	1. 79	1. 55		
H5	1453	4. 6	23	2. 04	1. 59	1965	4. 7	23	2. 04	1. 59		
Н6	392	4. 4	25	2. 30	2. 80	1478	4. 6	25	2. 30	2. 80		
Н7	1088	4. 5	25	2. 25	1. 96	1799	4. 6	25	2. 25	1. 96		
Н8	942	4. 4	31	2. 08	1. 85	1839	4. 4	31	2. 08	1. 85		
Н9	1312	4. 6	22	1. 12	2. 08	2069	4. 6	22	1. 12	2. 08		
H10	1228	4. 5	20	1. 74	1. 19	1968	4. 7	30	2. 66	2. 43		
H11	1128	4. 6	23	2. 52	1. 63	1820	4. 7	30	2. 88	2. 08		
H12	979	4. 5	23	2. 01	1. 54	1815	4. 5	34	3. 74	1. 90		
H13	714	4. 4	23	2. 74	1. 02	1877	4. 8	30	2. 16	1. 08		
H14	750	4. 5	27	2. 22	1. 08	1401	4. 5	45	2. 88	1. 35		
H15	1113	4. 6	22	1. 63	1. 07	1788	4. 6	31	2. 14	1. 03		
H16	1346	4. 8	27	2. 78	0. 92	2149	4. 6	31	1. 83	1. 07		
H17	719	4. 4	29	3. 93	1. 70	1723	4. 3	36	4. 42	1. 61		
H18	1110	4. 4	27	1. 66	2. 51	1722	4. 5	35	2. 59	1. 78		
H19	1029	4. 5	23	1. 71	2. 28	2089	4. 5	33	2. 23	1. 96		
H20	1219	4. 6	19	1. 76	1. 25	(1147)	(4. 6)	(47)	(3. 22)	(1. 34)		
H21	1237	4. 8	19	2. 11	1. 68	2008	4. 8	27	2. 23	1. 53		
H22	1466	4. 8	15	1. 29	0.86	2138	4. 7	38	2. 51	1. 53		
H23	1770	4. 8	14	1. 36	0. 87	2630	4. 7	32	2. 14	1. 28		
H24	1192	4. 7	19	1. 71	1. 12	2044	4. 6	43	2. 98	1. 79		
H25	1474	4. 7	16	1. 39	1. 01	1948	4. 6	41	2. 52	1. 39		
H26	(1097)	(4. 6)	(26)	(1.5)	(0. 87)	(1646)	(4. 5)	(43)	(1. 92)	(0. 96)		
H27	1365	4. 8	17	1. 32	0. 91	1258	4. 7	30	1. 91	1. 26		
H28	1187	4. 8	16	1. 32	0. 93	1626	4. 7	36	2. 15	1. 21		
H29	(1132)	(4. 8)	(17)	(1.4)	(0. 93)	1778	4. 8	28	1. 70	1. 10		
H30	1844	4. 9	24	1. 30	0. 55	1579	4. 9	28	1. 12	0. 78		
R1	1154	4. 7	17	1. 27	0. 92	1150	4. 8	35	2. 03	1. 13		
R2	1604	4. 9	12	0. 79	0. 63	1884	4. 9	28	1. 57	0. 97		

(備考) 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月

3 測定項目 ( )は、装置不良等のため一部欠測であることを示す。

H20年豊岡: 5月第3週~10月第4週まで欠測 H26年神戸: 4月第2週及び8月第3~4週まで欠測 H26年豊岡: 4月第2週~5月第3週まで欠測 H29年神戸: 8月第1週~8月第4週まで欠測

表8 自動車騒音の測定結果

	路線名	調査地点	調査日	車線数		結果 B)	環境	基準
	<b>哈孙</b> 石	<b>副</b> 重地点	沙里口	半冰奴	昼間	夜間	昼間	夜間
	2号	赤穂郡上郡町梨ヶ原*	11月12日 ~ 11月13日	2	72	72	×	×
		美方郡香美町村岡区鹿田*	9月28日 ~ 9月29日	2	69	63	0	0
	9号	美方郡新温泉町歌長*	9月28日 ~ 9月29日	2	65	61	0	0
		美方郡新温泉町竹田*	9月28日 ~ 9月29日	2	71	66	×	×
		尼崎市西本町	1月19日 ~ 1月21日	6+4	65	61	0	0
	4 3号	西宮市市庭町	1月19日 ~ 1月20日	6+4	62	57	0	0
	阪神高速3号線	芦屋市竹園町	1月19日 ~ 1月20日	6+4	61	56	0	0
一般国道		神戸市東灘区御影塚町	1月20日 ~ 1月21日	6+4	62	57	0	0
一放呂坦	178号	美方郡新温泉町対田*	9月28日 ~ 9月29日	2	62	50	0	0
	1765	美方郡新温泉町居組*	10月28日 ~ 10月29日	2	66	58	0	0
	179号	揖保郡太子町東保*	11月12日 ~ 11月13日	2	70	65	0	0
	250号	加古郡播磨町北古田*	10月15日 ~ 10月16日	4	69	63	0	0
		神崎郡神河町吉冨*	11月10日 ~ 11月11日	2	68	62	0	0
	3 1 2 号	神崎郡市川町屋形*	11月10日 ~ 11月11日	2	71	65	×	0
		神崎郡福崎町南田原*	11月10日 ~ 11月11日	4	63	57	0	0
	4 2 7 号	多可郡多可町中区曽我井*	11月17日 ~ 11月18日	2	57	49	0	0
	神戸加古川姫路線	加古郡稲美町野寺*	10月15日 ~ 10月16日	2	67	64	0	0
主要地方道	宗佐土山線	加古郡稲美町加古*	10月12日 10月13日	2	67	59	0	0
工安地刀坦	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井*	11月4日 ~ 11月5日	4	67	57	0	0
	浜坂井土線	美方郡新温泉町七釜*	9月14日 ~ 9月15日	2	65	57	0	0
	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草*	10月15日 ~ 10月16日	2	65	56	0	0
	八八休佃大加口川禄	加古郡稲美町加古七軒屋*	10月12日 ~ 10月13日	2	68	60	0	0
	野谷平岡線	加古郡稲美町国岡*	10月12日 ~ 10月13日	2	60	48	0	0
一般県道	平荘大久保線	加古郡稲美町中村*	10月12日 ~ 10月13日	2	69	61	0	0
	野村明石線 三木環状線 志染土山線	加古郡稲美町野寺*	10月15日 ~ 10月16日	2	68	63	0	0
	浜坂停車場線	美方郡新温泉町浜坂*	9月14日 ~ 9月15日	2	63	50	0	0
高速自動車国道	中国自動車道	佐用郡佐用町奥金近*	11月12日 ~ 11月13日	4	71	68	×	×

<sup>1 \*</sup>は常時監視地点を示す。

<sup>2</sup> 兵庫県実施分のみ記載。

#### 表 9-1 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(評価指標:Lden、単位:dB)

	測定場所	測定	環境基準	R2									R3			平均	環境基準
	川 正 場 川	機関	地域類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	华公	適合状況
	桜台小学校	県	I	52. 7	50. 6	52. 5	53. 4	54. 4	53. 8	55. 1	55. 7	55. 3	53. 2	51.8	53. 1	54	0
伊	花里小学校	県	I	51. 3	49. 3	51. 2	52. 0	52. 8	52. 8	53. 7	54. 5	54. 4	52. 0	50. 7	51.9	53	0
丹	緑ヶ丘センター	会社	I	54. 1	51.0	53. 0	53. 5	54. 3	54. 0	55. 4	56. 7	56. 3	53. 4	51.3	52. 7	54	0
市	北野センター	会社	I	53. 4	51. 2	52. 8	53. 8	54. 8	54. 1	54. 9	55. 5	55. 9	54. 2	51. 7	53. 2	54	0
	西桑津会館	市	П	57. 4	53. 9	56. 9	57. 7	58. 2	58. 3	59. 2	60.0	59. 7	(62. 5)	(62. 0)	(61. 1)	(60)	0
川西	西猪名公園	県	П	59. 7	58. 2	60. 0	61.0	61.5	61.1	61.4	62. 1	61. 9	60. 4	58. 7	60. 0	61	0
市	久代小学校	会社	I	58. 0	55. 7	57. 7	59. 3	59. 7	58. 9	59. 6	60. 6	60. 6	58. 9	56. 8	58. 0	59	×
宝塚	長尾南会館	県	I	47. 6	45. 7	45. 7	47. 1	47. 7	47. 8	47. 5	47. 8	49. 0	48. 1	44. 5	45. 4	47	0
市	安倉中学校	会社	I	50. 9	48. 5	50. 0	51.0	52. 2	51.7	52. 4	53. 0	53. 4	51. 4	49. 1	50. 4	51	0
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	48. 6	46. 2	47. 6	47. 4	49. 5	49. 7	50.8	51.4	51.5	49. 4	47. 4	48. 8	49	0
尼崎市	武庫北小学校	県	I	49. 4	47. 2	49. 1	50. 1	50. 8	50. 5	51.8	52. 5	52. 3	50. 1	48. 5	49. 9	50	0

- [備考] 1. 平成25年度からの環境基準地域類型 I は、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型 II は、 I 以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
  - 2. 各月の欄の( )内は令和2年1月,2月,3月のデータ、「平均」欄の( )内は令和2年(暦年)の平均値である。
  - 3. 測定機関が会社とあるものは、2020年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2020年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。
  - ※花里小学校測定局において、移設作業により8月7日は欠測。

表 9-2 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(単位:WECPNL)

	測定場所	測定	環境基準	R2									R3			平均	旧 環境基準
	151 AC 791 171		地域類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	干均	<sup>環境基準</sup> 適合状況
	桜台小学校	県	I	63. 8	61.3	63. 5	64. 4	65. 8	65. 5	66. 8	66. 9	66. 3	64. 3	63. 3	64. 8	65. 0	0
伊	花里小学校	県	I	62. 8	60. 3	62. 3	62. 9	64. 2	64. 3	65. 3	65. 7	65. 6	63. 4	62. 5	63. 5	63. 8	0
丹	緑ヶ丘センター	会社	I	65. 9	62. 1	64. 3	65. 2	66. 0	66. 1	67. 6	68. 6	67. 8	65. 0	63. 7	65. 1	66. 0	0
市	北野センター	会社	I	65. 5	63. 0	64. 7	65. 5	67. 0	66. 5	67. 3	67. 4	67. 5	65. 8	63. 8	65. 6	66. 0	0
	西桑津会館	市	П	71. 9	68. 5	71. 7	72. 9	73. 3	73. 2	74. 0	74. 8	74. 1	(77. 1)	(76. 7)	(75. 6)	(74. 2)	0
川西	西猪名公園	県	П	73. 2	71.8	73. 8	75. 1	75. 7	75. 4	75. 4	76. 0	75. 6	74. 1	72. 8	74. 1	74. 6	0
市	久代小学校	会社	I	70. 1	68. 0	70. 6	72. 5	72. 8	72. 3	72. 9	73. 6	73. 1	71. 2	70. 0	71.4	71. 8	×
宝塚	長尾南会館	県	I	61. 0	59. 5	59. 1	59. 5	61. 0	61.7	61. 2	60. 9	61.8	60. 9	57. 6	59. 1	60. 5	0
市	安倉中学校	会社	I	62. 6	59. 9	61.5	62. 4	64. 1	63. 9	64. 7	64. 7	64. 7	62. 9	61. 1	62. 5	63. 2	0
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	59. 3	56. 5	57. 9	57. 6	60. 1	60. 8	62. 1	61.9	62. 0	59. 9	58. 3	59. 7	60. 0	0
尼崎市	武庫北小学校	県	I	60. 4	57. 7	59. 9	60. 4	61. 9	61.8	63. 3	63. 5	63. 3	61. 1	59. 8	61.3	61. 5	0

[備考] 1. 平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75WECPNL以下。

<sup>2.</sup> 各月の欄の( )内は令和2年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の( )内は令和2年(暦年)の平均値である。

<sup>3.</sup> 測定機関が会社とあるものは、2020年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2020年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。

<sup>※</sup>花里小学校測定局において、移設作業により8月7日は欠測。

# 表10 淡路島における航空機騒音の測定結果

(評価指標:Lden、単位:dB)

	r		101	IM 10 ly . Edoin						
	令和 2 年度									
測定地点	測定期間		適合状況							
	<b>测定别间</b>	最大	最小	平均	1 地 日 1人 儿					
南あわじ市沼島 沼島小学校	10/29~11/4	46	39	42	0					

<sup>※</sup>適合状況は I 類型の環境基準 ( Lden 57dB ) と比較した場合である。

# 表11 新幹線鉄道騒音·振動測定結果

	測定場所		騒音	到定約	吉果	振動	加測定約	洁果	全測定		東京起点	測定地点	構造物の	の種類		防音壁	の種類
地域	(線路最寄り)	測定	(	(dB (A) )	)		(dB)		本数	用途	の距離	側の軌道	N	軌道面	軌道の		レール から
類型	地点の地名	年月日	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	上り/ 下り	地 域	( km )	の別	種類	の高さ ( m )	種類	種類	の高さ ( m )
	伊丹市南野	R2. 11. 4	68	67	62	57	52	46	11/9	第2中高	526. 830	上り	ケタ	7. 6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2. 45
	加古川市尾上町 長田	R2. 7. 2	68	67	64	61	57	45	11/9	第1住居	585. 300	下り	ラーメン	9. 8	バラスト	直型	2. 45
	高砂市松陽	R2. 7. 2	70	67	64	59	54	50	10/10	第1住居	591. 000	下り	ラーメン	6. 8	バラスト	直型	2. 45
I	揖保郡太子町 東南	R2. 12. 2	<u>72</u>	<u>72</u>	<b>*</b> 68	64	57	* 52	10/10	第1中高	611. 050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1. 75
	たつの市揖保町西構	R2. 10. 19	70	<u>71</u>	69	61	53	46	10/10	調整	614. 480	上り	ラーメン	8. 4	バラスト	直 型 吸音板 あり	2. 25
	相生市那波野	R2. 12. 15	70	69	64	60	55	48	10/10	第1住居	619. 440	下り	ラーメン	7. 5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1. 95
	赤穂市真殿門前	R2. 12. 10	70	70	66	59	50	47	10/10	調整	629. 140	下り	ラーメン	10. 5	バラスト	直型+ ラムダ	2. 45

\* :53m地点での測定結果 (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型 I は主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。 2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。 3. 振動の指針値は70dB以下である。 4. 兵庫県実施分のみ記載。

# 表12 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD ①河川

	<u>ッパルル</u> 水	域	名	環境	基準			採水地	占 (	<b>韦町夕)</b>	BOD	経年変化(	単位mg/L)	75%値	備考
Ĺ	"	-34	74	類型	類型指定年月日	達成期間		1X/1/26	/m \	111417	22年度	30年度	R元年度	R2年度	im '7
猪	名	Ш	上 流	A(BOD2mg/L以下)	H21. 3. 31	イ	銀		橋	(川西市)	1.1	0.8	1. 2	0.8	
							軍	行	橋	(伊丹市)	1. 1	0. 9	1.3	0.9	
			下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	H13. 3. 30	П	中	遠	橋	(尼崎市)	1.8	1.0	1.3	1.1	
			下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	H13. 3. 30	イ	利	倉	橋	(豊中市)	* 9.5	2. 8	3. 3	2. 9	
神	崎	Ш		B(BOD3mg/L以下)	H13. 3. 30		辰	巳	橋	(尼崎市)	2. 3	2. 0	2. 5	2. 8	
										(大阪市)					
庄	下	JI		C(BOD5mg/L以下)	H3. 3. 29	/\	尾	浜 大	橋	(尼崎市)	2. 3	1. 3	1.1	1.0	
昆	陽	Ш		C(BOD5mg/L以下)	H3. 3. 29	/\	尾	浜	橋	(尼崎市)	2. 2	1.7	1.6	1.6	
武	庫	Ш	上 流	A(BOD2mg/L以下)	S45. 9. 1	1	大		橋	(三田市)	0. 5	0. 6	0. 7	1. 2	
			中 流	B(BOD3mg/L以下)	S45. 9. 1	1	百	間	樋	(宝塚市)	1. 1	0.8	1.5	0.8	
			下 流	C(BOD5mg/L以下)	S45. 9. 1	イ	甲	武	橋	(尼崎市)	1.6	1.4	1.4	1.5	
										(西宮市)					
夙		Ш		C(BOD5mg/L以下)	H3. 3. 29	/\	夙	JII	橋	(西宮市)	1.1	1.3	1.1	1.3	
福	田	JII		E(BOD10mg/L以下)	S60. 3. 22		褔	田	橋	(神戸市)	1.8	1.5	1.3	1.5	
明	石	JII	上 流	B(BOD3mg/L以下)	S48. 9. 4	イ	上水	҉源取水□	<u> </u>	(神戸市)	1.4	1.4	1.6	1. 7	
			下 流	C(BOD5mg/L以下)	\$48. 9. 4		嘉	永	橋	(明石市)	4. 8	1.7	1.9	2. 4	
伊		JII		C(BOD5mg/L以下)	S60. 3. 22		=	越	橋	(神戸市)	2. 0	2. 2	2. 0	2. 2	
谷	八	木	JII	E(BOD10mg/L以下)	S60. 3. 22	/\	谷	八木	橋	(明石市)	2. 5	6. 4	3. 5	5. 1	
喜	瀬	Ш		D(BOD8mg/L以下)	H1. 3. 22	/\	野	添	橋	(播磨町)	3. 8	2. 5	2. 7	3. 4	
加	古	JII	上 流	A(BOD2mg/L以下)	S45. 9. 1	イ	井	原	橋	(丹波市)	0. 9	< 0.5	0.5	0.7	
			下 流	B(BOD3mg/L以下)	S45. 9. 1		板	波	橋	(西脇市)	1. 2	1.0	1.0	1.0	
			下 流	B(BOD3mg/L以下)	S46. 5. 25		加	古川	橋	(加古川市)	1. 3	1. 2	1.8	1.4	
志	染	JII		B(BOD3mg/L以下)	S60. 3. 22		坂	本	橋	(神戸市)	1. 0	1.1	1.3	1.7	
別	府	Ш		C(BOD5mg/L以下)	H6. 3. 1	\	+	五 社	橋	(加古川市)	2. 9	2. 7	4. 1	2. 7	

	مار	1-1-		.tr	環境	基準			t巫 -lv 1ih	<b>上</b> /-		BOD	経年変化(	単位mg/L)	75%値	/#	<del></del>
,	水	域		名	類型	類型指定年月日	達成期間		採水地	只 (「	可用名)	22年度	30年度	R元年度	R2年度	備	考
市		Ш	上	流	A(BOD2mg/L以下)	S48. 9. 4	1	神	崎	橋	(福崎町)	1. 5	0.8	0.8	0.8		
					-			仁	豊 野	橋	(姫路市)	1.0	1. 1	0. 9	1. 1		
			下	流	B(BOD3mg/L以下)	S48. 9. 4	П	工	業用水取2	k点	(姫路市)	1. 1	1. 2	1.1	1. 3		
船	場	Ш	Н	流	B(BOD3mg/L以下)	H3. 3. 29	1	保	城	橋	(姫路市)	1.0	1.3	1.1	1. 2		
			下	流	C(BOD5mg/L以下)	H3. 3. 29	1	加	茂	橋	(姫路市)	1.6	3. 4	3. 2	2. 7		
夢	前	Ш	ᅬ	流	A(BOD2mg/L以下)	\$48. 9. 4	イ	蒲	田	橋	(姫路市)	1. 1	0. 9	1.0	0.8		
			下	流	B(BOD3mg/L以下)	\$48. 9. 4	イ	京	見	橋	(姫路市)	1.1	0. 9	0.6	0. 9		
揖	保	JII	上	流	A(BOD2mg/L以下)	S48. 5. 1	イ	宍	粟	橋	(宍粟市)	0. 6	0. 5	0. 5	0. 5		
								龍	野	橋	(たつの市)	0. 7	0. 7	0.6	0.8		
			下	流	B(BOD3mg/L以下)	S48. 5. 1	/\	王	子	橋	(姫路市)	0.8	0.8	0.8	0.8		
											(たつの市)						
千	種	JII	上	流	AA(BOD1mg/L以下)	S47. 6. 23	1	室		橋	(宍粟市)	0. 6	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
			下	流	A(BOD2mg/L以下)	S47. 6. 23	イ	隈	見	橋	(上郡町)	0. 7	1. 2	1. 2	0. 9		
								坂	越	橋	(赤穂市)	0. 9	1.0	1.0	1. 2		
円	山	Ш	上	流	A(BOD2mg/L以下)	\$49. 3. 5		上	小 田	橋	(養父市)	0. 6	0. 5	1. 2	1.0		
								上		橋	(豊岡市)	0. 6	0. 6	0. 5	0. 5		
			下	流	B(BOD3mg/L以下)	\$49. 3. 5	1	立	野大	橋	(豊岡市)	0. 6	0. 7	0. 7	0. 5		
竹	野	JII			A(BOD2mg/L以下)	S51. 1. 23	1	竹	野新	橋	(豊岡市)	0. 6	< 0.5	0. 5	0. 7		
佐	津	JII			A(BOD2mg/L以下)	S51. 1. 23	1	佐	津川	橋	(香美町)	0. 5	< 0.5	0.8	0.6		
矢	田	Ш	上	流	AA(BOD1mg/L以下)	S50. 2. 4	1	細	野	橋	(香美町)	0. 5	< 0.5	< 0.5	0.6		
			下	流	A(BOD2mg/L以下)	S50. 2. 4	1	油	良	橋	(香美町)	0. 5	< 0.5	0.6	0.7		
岸	田	$\square$	ᆈ	流	AA(BOD1mg/L以下)	S50. 2. 4	1	高		橋	(新温泉町)	0.7	< 0.5	0.6	0.8		
	1		下	流	A(BOD2mg/L以下)	S50. 2. 4		清	富	橋	(新温泉町)	0. 7	0. 5	0. 7	0. 9		
阪		蓬		Ш	_	_		琴	浦	橋	(尼崎市)	2. 2	2. 1	1. 9	3. 2		
地		野	田	Ш	_				郎橋上		(西宮市)	3. 6	1. 2	0.8	1.7		
諸	河		吉	Ш	_			住	吉川	橋	(神戸市)	0. 9	1.4	1. 2	1.3		
JII			賀	Ш	_	_		昌	平	橋	(神戸市)	1.0	1.3	1. 3	1.1		
			湊	Ш	_	_		南	所	橋	(神戸市)	1. 5	1.6	1.5	1.6		
播		天		Ш	_	_	_		笠歩道		(高砂市)	2. 4	2. 0	2. 3	1.0		
地		法華			_	_		千	鳥大	橋	(高砂市)	3. 0	1. 2	2. 5	1.6		
河	Ш_		家	Ш	_	_	_				「 (姫路市)	1.4	1.3	1.3	1.4		
<u> </u>		大月			_	_	_	大	平	<u>橋</u>	(姫路市)	1.6	1.6	1.0	1.1		
淡		<u>洲</u>	本	JII		_		潮		橋	(洲本市)	2. 6	0.8	1.0	1.4		
河	)   <u> </u>	Ξ	原	Ш	_	_	_	脇	田	橋	(南あわじ市)	2. 0	1.8	1.0	2. 0		

# ②海域

	水 域 名	環 境	基準		ᅲ	COD	圣年変化(	単位mg/L]	)75%値	備考
	水 域 名	類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	22年度	30年度	R元年度	R2年度	1佣石
	大 阪 湾 (1)	C(COD8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市東部沖1	4. 9	5. 3	4. 9	5. 0	
					西宮市沖1	5. 2	5. 9	6. 0	6. 3	
大	<i>"</i> (2)	B(COD3mg/L以下)	S46. 12. 28		神戸市東部沖2	* 4.7	* 3.9	* 5.2	* 4.3	
					西宮市沖2	* 4.4	* 4.1	* 4.1	* 5.1	
	<i>"</i> (3)	A(COD2mg/L以下)	S46. 12. 28	/\	神戸市東部沖3	* 3.3	* 3.6	* 5.3	* 3.7	
	<i>''</i> (4)	A(COD2mg/L以下)	S46. 12. 28		神戸市中央部沖	* 2.9	* 3.6	* 3.3	* 3.5	
阪	<b>(5)</b>	. ( 0	242 42 22		神戸市東部沖4	* 2.5	* 2.6	* 3.2	* 2.5	
	<i>"</i> (5)	A(COD2mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市西部沖1	1.7	* 2.1	1.8	* 2.1	
	\u \_ \\ \\	0 (0 0 0 0 0 0 // 15/ T)	040 40 00		神戸市西部沖2	1.6	1.8	1.7	* 2.1	
2ahs	洲 本 港 (1)	C(COD8mg/L以下)	S46. 12. 28	1	洲本内港内	1.9	2. 3	1.8	2. 0	
湾	洲 本 港 (2) 津 名 港	B(COD3mg/L以下)	S46. 12. 28	イ イ	洲本外港内	1. 9 2. 0	2. 0 2. 4	2. 0	2. 0 2. 1	
	<u> </u>	C(COD8mg/L以下) C(COD8mg/L以下)	\$46. 12. 28 \$46. 12. 28	1	津名港内 材木橋	5. 6	4. 0	3. 2	2. 1	
	播磨海域(1)	C(COD8mg/L以下)	\$46. 5. 25	<u>ー</u>	明石港内	1.8	2. 2	2. 0	1. 9	
	11	C(COD8mg/L以下)	\$46. 5. 25	1	<u> </u>	2. 6	2. 7	3. 5	3. 9	
	" (3)	C(COD8mg/L以下)	\$46. 5. 25		高砂本港内	3. 2	3. 1	3. 2	3. 9	
	<i>"</i> (4)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25		高砂西港港口先	2. 4	2. 7	3. 3	3. 0	
播	<i>"</i> (5)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	1	大塩港内	3. 1	3. 1	3. 5	3. 7	
'-	" (6)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	1	東部工業港内	2. 9	2. 6	3. 1	3. 5	
	<i>"</i> (7)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	1	飾磨港内1	3. 4	4. 2	5. 6	6. 5	
	<i>"</i> (8)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	1	広畑港内	3.8	4. 0	4. 1	4. 2	
	<i>"</i> (9)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	1	網干港内	3. 5	4. 2	3. 7	4. 7	
磨	<i>"</i> (10)	C(COD8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	材木港内	3.0	3. 2	3. 7	4. 2	
	<i>"</i> (11)	B(COD3mg/L以下)	S46. 5. 25		二見港沖	2. 4	2. 1	2. 3	3. 0	
					別府港沖	2. 1	2. 3	2. 3	2. 7	
					高砂西港沖	2. 2	2. 9	2. 9	2. 9	
					白浜沖	2. 7	3. 0	3. 0	* 3.3	
灘					飾磨港沖	2.7	* 3.3	* 3.3	* 3.3	
	(12)				網干港沖	2. 4	* 3.4	* 3.4	* 3.6	
	" (12)	B(COD3mg/L以下)	S46. 5. 25	1	明石港沖	1.9	2. 2	1.8	2. 0	
1	<i>"</i> (13)	A(COD2mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石林崎沖	* 2.1	1.9	2. 0	* 2.1	
1					別府港沖合	2.0	* 2.1	2. 0	1.9	
					東部工業港沖合	2. 0	* 3.1	* 2.9	* 2.6	

	-lv + <del>-1</del> - 47	環 境	基準		拉卡里	COD	怪年変化(	単位mg/L)	)75%値	備考
	水 域 名	類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	22年度	30年度	R元年度	R2年度	1佣 右
播北	播 磨 灘	A(COD2mg/L以下)	\$49. 5. 13		赤穂市中央部沖	* 2.3	* 2.8	* 2.5	* 2.8	
磨 西	北西部海域				赤穂市東部沖	* 2.1	* 3.0	* 2.6	* 2.4	
淡	淡 路 島	A(COD2mg/L以下)	S52. 3. 29	1	淡路市浜沖	2. 0	1.8	1.8	2. 0	
路 南	西部南部海域				淡路市撫沖	1.9	2. 0	1.8	2. 0	
島部					南あわじ市慶野沖	1.8	2. 0	1. 9	* 2.2	
西 海					南あわじ市鳥取沖	1.6	1.8	1. 7	1. 9	
部 域					南あわじ市白崎沖	1.6	1.7	1. 6	1. 8	
	山陰海岸	A(COD2mg/L以下)	S51. 1. 23	1	豊岡市津居山沖	1.4	1.4	1. 5	1. 3	
山 東	地 先 海 域				豊岡市冠島沖	1.4	1.4	1. 3	1. 3	
陰 部					豊岡市浜須井沖	1.5	1.4	1.4	1.4	
海 西					香美町無南垣沖	1.5	1.5	1.4	1.4	
岸部					新温泉町鬼門崎沖	1.5	1.4	1. 5	1. 5	
	津居山港海域	B(COD3mg/L以下)	S51. 1. 23	イ	津居山港内	1.9	2. 7	2. 2	2. 2	

#### ③湖沼

水域名	環 境	基準		採水地点(	(市町名)	COD経	年変化(単	単位mg/L) 7	5%值	備	考
77. 77. 1	類型	類型指定年月日	達成期間		( )   · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22年度	30年度	R元年度	R2年度	E CT N	. 3
千 苅 水 源 池	A(COD3mg/L以下)	S53. 3. 24	7	取水塔前(	(神戸市)	* 3.6	3. 0	2. 9	* 3.2		_

- 備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。
  - 2 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。
  - 3 BOD、CODの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、n × 0.75番目にくる数値を示す。
  - 4 \* 印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。
  - 5 BOD:水中の汚濁物(有機物など)が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のことで、この数値が 大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。
    - COD:水中の汚濁物(有機物など)を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

# (2)全窒素、全燐 ①海域

				3	環 境 基 準						水均	或内年平	均値(mg	;/L)			
	水均	或	名	類	 型	類型指定		採水地点		全玺				全	燐		備考
-						年月日	期間		22年度	30年度	R元年度	R2年度	22年度	30年度	R元年度	R2年度	
	大阪	湾	(イ)	Ⅳ 全窒素 1	mg/L以下			兵庫県2地点									
				全燐 0.09	mg/L以下	H7. 2. 28	1	大阪府3地点	0. 60	0. 46	0. 42	0. 45	0.060	0. 045	0. 044	0. 054	
								(全5地点)			(0. 37)	(0. 37)			(0, 044)	(0. 042)	
大																	
	"		( <b>□</b> )	Ⅲ 全窒素 0.6	mg/L以下			兵庫県3地点									
				全燐 0.05	mg/L以下	H7. 2. 28	イ	大阪府4地点	0. 39	0. 34	0. 33	0. 31	0. 041	0. 034	0. 041	0.040	
阪								(全7地点)			(0. 36)	(0. 28)			(0.050)	(0. 036)	
	"		(11)	Ⅱ 全窒素 0.3	mg/L以下			兵庫県5地点									
湾				全燐 0.03	mg/L以下	H7. 2. 28	1	大阪府5地点	0. 25	0. 22	0. 20	0. 22	0. 028	0. 025	0. 024	0. 030	
								(全10地点)			(0. 17)	(0. 19)			(0. 024)	(0. 028)	
	極度	<b>Ψ</b> #	(1)	Ⅲ 全窒素 0.6	mg /	110 6 4		全1地点	0. 18	0. 19	0.15	0 17	0 007	0. 023	0. 023	0 007	
播	播磨	羝	(イ)		mg/L以下 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	主工地点	0. 18	0. 19	0. 15	0. 17	0. 027	0.023	0.023	0. 027	
,	"		(口)	Ⅲ 全窒素 0.6	mg/L以下	H8. 6. 4	1	全3地点	0. 21	0. 24	0. 17	0. 19	0. 028	0. 027	0. 024	0. 027	
磨				全燐 0.05	mg/L以下												
	"		(11)	Ⅲ 全窒素 0.6	mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全2地点	0. 28	0. 37	0. 29	0. 23	0. 036	0. 032	0. 031	0. 032	
灘			<i>(</i> <b>-</b> <i>)</i>	全燐 0.05	mg/L以下	110 0 4		A Full F	0.10	0.10	0.11	0.10	0.000	0.000	0.001	0.005	
	"		(二)	Ⅱ 全窒素 0.3 全燐 0.03	mg/L以下 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全5地点	0. 18	0. 19	0. 14	0. 16	0. 026	0. 023	0. 021	0. 025	
				Ⅱ 全窒素 0.3	mg/L以下			兵庫県3地点									兵庫県と岡山
播牌	<b>警灘北</b>	,西部	iß.	全燐 0.03	mg/L以下	H9. 4. 28	1	岡山県3地点	0. 17	0. 18	0. 14	0. 16	0. 025	0. 024	0. 023	0. 027	県で1地点重
								(全5地点)			(0. 13)	(0. 16)			(0. 021)	(0. 025)	複して測定
淡趾	各島西	部官	有部	Ⅱ 全窒素 0.3	mg/L以下	H8. 6. 4	1	全5地点	0. 16	0. 15	0. 13	0. 14	0. 024	0. 019	0. 020	0. 023	
				全燐 0.03	mg/L以下										国の測字		

()内は、大阪府又は岡山県の測定地点を除いた、兵庫県測定地点のみの平均値。

#### ②湖沼

	環境基準			年平均值(r	$_{ m mg/L})$	
水域名	類型	類型指定 達成年 月 日 期間	採水地点 (市町名)	全	数 R元年度 R2年度	備考
千 苅 水 源 池	II 全燐 0.01 mg/L以下 (暫定目標、R2年度まで適用) 全燐 0.019 mg/L以下	H14. 4. 30 =	取水塔前 (神戸市)		* 0.016 * 0.025	

- 備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質を ランク付けしたものである。
  - 2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。
  - 3環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「二」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。
  - 4年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。
  - 5 \* 印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

#### 表13 地下水質の状況 (調査区分別総括表、環境基準超過の状況)

(1) 地下水質調査機関別測定地点数総括表(概況調査)

	/ 1	ניו כ	1、只叫.	丑   及   为	川川八八		<b>蚁総</b> 括	14 (	陇沉訂	<u> </u>													
調	査	種	別								栶	ŧ	況		調	査							
調	査	機	関	国土多	交通省	兵庫	車県	神戸	市	姫趾	各市	尼山	倚市	明石	市	西宮	市	加古	川市	宝均	<b>家市</b>	小計(	1
測	定均	也点	数		2		35		9		8		7		5		12		7		4		89
項	目	\	区分	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カト	ミウ	ム		1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
全シ	アン	,		1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
鉛				_	_	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	5	0	4	0	85	0
	iクロ	ム		1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
砒素	2			_	_	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	5	0	3	0	84	0
総力				1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
		水銀		_	_	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	_	_	7	0	4	0	75	0
PC				1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
ジク		メタ	ン	1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
四塩	化炭	素		1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
クロ	ПΠΙ	チレ	ン	1	0	35	0	8	0	8	0	5	0	5	0	12	0	5	0	4	0	83	0
		ロエタン		1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	6	0	4	0	87	0
		ロエチレ		1	0	35	0	8	0	8	0	5	0	5	0	12	0	4	0	4	0	82	0
1, 2	-ジクロ	ロエチレ	シ	_	_	35	0	8	0	8	0	5	0	5	0	12	0	4	0	4	0	81	0
1. 1.	1-11	דחחלו	タン	1	0	35	0	9	0	8	0	5	0	5	0	12	0	4	0	4	0	83	0
1, 1	2-11	דםםלו	タン	i	Ö	35	Ö	9	Ö	8	Ŏ	5	Ö	5	Ö	12	0	7	Ö	4	Ö	86	Ö
	コロエチレ			1	0	35	0	8	0	8	0	5	0	5	0	12	0	4	0	4	0	82	0
	TIDDI <del>J</del>			1	0	35	0	8	0	8	0	5	0	5	0	12	0	4	0	4	0	82	0
		ם °כחו	lΛ° ン	1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
	ラム			1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
	グジン			1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
チオ	・ベン	カル	ブ	1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
べこ	ゼン	,	-	1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	0
セレ				1 1	Ö	35	Ö	9	Ö	8	0	7	0	5	0	12	0	7	Ö	4	Ö	88	0
		酸性:	窒素	2	Ö	35	Ö	9	Ö	8	0	7	0	5	0	12	0	6	Ö	4	Ö	88	0
ふっ				1 1	0	35	0	9	1	8	0	7	0	5	0	9	0	7	0	3	0	84	1
ほう				l i	0	35	0	9	0	8	Õ	7	0	5	0	12	0	7	0	3	0	87	0
1, 4-	ジオ	キサン	,	1	0	35	0	9	0	8	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	88	ŏ
		合計		2	Ŏ	35	Ŏ	9	Ť	8	Ŏ	7	Ŏ	5	Ŏ	12	Ŏ	7	Ŏ	4	Ŏ	89	1
	•							,	-	,	,	•		,	_	ı	,			•	-		-

<sup>※</sup> 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

#### (2) 地下水質調査機関別測定地点数総括表(継続監視調査)

( 2	<i>: )</i> 耳	<u> 병 1`기</u>	\貝引	且俄闰別測正地点象				小心 10		、維衍	油竹	七门门上	1/														
調	査	種	別							絲	<u> </u>	紓	Ē	監		視		調		査						合	
																										計	
調	査	機	関	国土る	交通省	兵庫	県	神	⋾市	姫趾	各市	尼山	奇市	明和	市	西语	市	加古	川市	宝均	冢市	太	子町	小計(	2	1	+2
測	<del>定 t</del>	也 点	坐行		2		28		4		14		2		7		25		11		5		9		107		196
(15/1	Æ,	也示	双	総		紁		総		総		松		総	扫	緃	超			総		総	超	緃	恝	総	
`		区	分	抽	超過地点	総地点	超過地点数	抽	<b>沖</b> 车高磁	抽	温	総地点数	超過地	抽	超過地	総地点数	温	総地点数	超過地点	抽	超過地	抽	温	総地点数	超過地	抽	温
		<u> </u>	/1	地点	地	点	地	地点数	地	地点数	地	点	地	地点数	地	点点	過地	点	地	地点	地	地点数	過地	点	地	地点数	地
項	目			数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点	数	点
					数		数		数		<b>%</b>		数		点数	,,,	数		数		点数		数	,	数		超過地点数
鉛 砒素				1	0	-	_	1	1	-	_	-	_	-	_	20	0	6	1	-	_	2	0	30	2	115	2
砒素	<u> </u>			2	1	-	-	2	1	7	6	_	_	_	-	20	2	7	2	2	1	2	0	42	13	126	13
四塩	化炭	素		1	-	ı	-	ı	-	1	1	ı	-	ı	1	1	-	ı	-	ı	-	2	0	2	0	90	0
		チレ		-	-	22	1	2	0	-	1	2	1	7	1	22	1	5	1	-	-	-	-	60	5	143	5
		コロエタン		_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	-	-	2	0	-	-	-	-	9	0	96	0
1, 1-	<u>-ジク</u> ロ	コロエチレ	ン	-	-	18	0	2	0	3	0	2	0	7	0	22	0	8	0	_	_	_	-	62	0	144	0
1, 2-	<u>-ジク</u> ニ	ロエチレ	ン	_	-	22	5	2	0	3	1	2	0	7	2	22	2	8	1	_	-		-	66	11	147	11
1, 1,	1-11	דםםלו	タン	_	-	22	0	_	-	_	-	2	0	7	0	2	0	8	0	_	-	7	0	48	0		0
		ノクロロエ	タン	_	-	-	_	-	-	-	-	2	0	7	0	2	0	3	0	-	-	-	-	14	0	100	0
	コロエチレ			_	-	22	5	2	1	3	0	2	0		3	22	1	8	1		_	9	0	75	11	157	11
	70017			_	-	22	8	2	1	2	0	2	0	/	2	22	2	8	1	-	-	9	0	74	14	156	14 5
		酸性	窒素	-	-	6	3	-	-	4	1	-	_	-	-	2	1	2	0	_	-	2	0	16	5	104	5
ふっほう	素			_	_	-	_	2	2	_	-	-	-	_	-	23	11	_	-	5	2	2	0	32	15	116	16
はつ	系 🔨	=1		_	_	-	-		1	-	_	_	_	-	_	_ 	-	-	-	2	1	2	0	5	70	92	2
	台	計		2	1	28	22	4	/	14	8	2	1	/	8	25	20	11	/	5	4	9	0	107	78	196	79

<sup>※</sup> 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

### (3) 概況調査で令和2年度に環境基準を超過した地点

市町名	地 区 名	メッシュ番号
神戸市	北区上津台	0517

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表①

	ルルト小貝だ	MESH	<u>・エロエーブレー</u> 鉛	1/F) <u>F</u>	ユ ( <b>/ )</b>		四塩化		クロロエチ		1, 2-ジク		1, 1-ジケ		1、2-ジ		1, 1, 1- トリ		1, 1, 2-トリ		トリクロ		テトラク エチレ		硝酸性窒素 亜硝酸性	素及び	ふっき	素	ほうき	素
	地区名	番号	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	エタン mg/L	m/n	エチレ mg/L	ァン m/n	エチ mg/L	שע m/n	エタ mg/L	m/n	エタ mg/L	m/n	エチレン mg/L	m/n	エチレ mg/L	m/n	型明酸性 mg/L	至来 m/n	mg/L		mg/L	m/n
	東灘区本山北町	0131			0. 029			,		,		,		,		,				,				,		,	1. 9	1/1		1
	垂水区舞子台	0381							0. 0003	0/1			<0.01	0/1	0. 021	0/1					0. 005	0/1	0. 041	1/1				$\dashv$		1
神戸市	中央区磯上通	0418	0.011	1/1					<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0. 011	0/1					0. 036	1/1	0. 0032	0/1						
	北区道場町	0529			0.009	0/1																					3. 6	1/1	1.5	1/1
	飾東町豊国	0700																							12	1/1				
	飾東町大釜	0701																							5.5 <b>~</b> 7.7	0/2				
	山田町西山田	0741			0.017	1/1																								1
	的形町的形	0969			0.011~ 0.016	2/2																								
	飾磨区西浜町一丁目	0975			0. 025	1/1																								
姫路市	飾磨区西浜町二丁目	0975			0.034	1/1																								
架岭市	四郷町本郷	0989																							7. 6	0/2				
	御国野町御着	0989			0.010~ 0.012	1/2																								
	神田町三丁目	0997											<0.01	0/2	0. 089~ 0. 13	2/2					0. 002~ 0. 005	0/2								
	伊伝居	1008											<0.01	0/2	<0.004	0/2					<0.001	0/2	0.0016~ 0.0061	0/2						<u> </u>
	六角	1025											<0.01	0/1	0. 007	0/1					<0.001	0/1	0. 0031	0/1						
	夢前町菅生澗	1045																							6.4~7.1	0/2				
尼崎市	南塚口町	0146							0. 0061	1/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0. 0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0. 0005	0/1						l .
751-9113	東塚口町	0147							0. 0002	0/1			<0.01	0/1	0. 014	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	0.004	0/1	0.003	0/1						
	大久保町	0607							<0.0002~ 0.0031	1/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004~ 0.086	1/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001 ~ 0.08	1/6	<0.0005~ 1.9	2/6						
明石市	魚住町	0635							0. 0082~ 0. 0087	2/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	0.34~ 0.45	2/2	0. 0007~ 0. 0009	0/2	<0.0006	0/2	1.2~1.3	2/2	12~14	2/2						
	藤江	3298							<0.0002	0/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004~ 0.04	0/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001 ~ 0.22	2/6	<0.0005	0/6						<b></b>
	荒戎町	0133	0. 001	0/1		0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 33	0/1		<b></b>
	東町1丁目	0133	<0.001	0/1	0.069~ 0.08	4/4			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 18	0/1		<b>—</b>
		0133	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 23	0/1		<b>—</b>
		0134	<0.001			0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 52	0/1		<b>—</b>
	甲子園七番町	0134	<0.001			0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 53	0/1		
	中前田町	0143	<0.001	0/1	0.003	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 15	0/1		
	屋敷町	0143	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 2	0/1		
西宮市	津門西口町	0143	<0.001	0/1		0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 39	0/1		
		0144	<0.001			0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001		<0.0005	0/1			1. 1	1/1		
	瓦林町	0144	0. 001	0/1	0. 015	1/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 58	0/1		
		0153	<0.001	0/1	<0.001	0/1	-		<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 08	0/1		
	高木東町	0154	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 99	1/1		
	段上町8丁目	0154							<0.0002∼						<0.004∼						<0.001∼		<0.0005∼				1.1	1/1		
	下大市東町	0154	0.006		0.003	<u>'</u>			0. 67	4/5			<0.01	0/5	0. 71	4/5	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	0.026	3/5	0. 048	4/5			0. 9	1/1		
	大島町	0154	<0.001	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 96	1/1		
	若山町	0154	<0.001	0/1	0. 01	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0. 87	1/1		

#### (4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表②

	地区名	MESH	鉛	H-7-3-	砒		四塩化		クロロエチ		1, 2-ジケ エタ:		1, 1-ジク エチし		1、2-ジ エチ		1, 1, 1-トリ エタ		1, 1, 2-トリ エタ		トリクロ エチレン		テトラク エチレ		硝酸性窒 亜硝酸性		ふっ	素	ほう	素
	<b>ν</b> Δ1	番号	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
	門前町	0154	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1	1/1		
	仁川町3丁目	0164	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1	1/1		
	段上町2丁目	0164							<0.0002~ 0.0006	0/4			<0.01	0/4	0. 004~ 0. 18	1/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001 ~ 0.007	0/4	0.0027~ 0.16	3/4						
西宮市	段上町3丁目	0164																									1. 3	1/1		
(つづき)	生瀬町2丁目	0183																									1	1/1		
	山口町金仙寺	0190	<0.001	0/1	0. 001	0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	19	1/1	<0.08	0/1		
	山口町上山口1丁目	0499	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0. 001	0/1	<0. 0005	0/1			0. 93	1/1		
	山口町名来2丁目	0509	<0.001	0/1	0. 002	0/1			<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	9. 3	0/1	0. 7	0/1		Ш
洲本市	五色町都志	3341																							0. 14	0/1				
2017-112	五色町鮎原	3343																							0. 075	0/1				
芦屋市	茶屋之町	0132							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0. 0006	0/1						
	昆陽	0165							<0. 0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	昆陽北	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
伊丹市	東野	0176					<0.0002	0/1	<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	下河原	0177							<0. 0002	0/2			<0.01~ 0.02	0/2	<0.004	0/2	0. 0079~0. 1	0/2			<0.001~ 0.001	0/2	0. 0022~ 0. 012	1/2						
豊岡市	新田	2213			0. 021	1/1																								
	幸町	2222	<0.001	0/1	<0.001	0/1																								
	別府町新野辺	0633			0.003~ 0.012	1/3																								
	平岡町土山	0635									<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
加古川市	尾上町池田	0643	<0.001~ 0.001	0/2	0.003~ 0.056	1/2			<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0. 0005	0/2	<0.0006	0/2	<0. 001	0/2	<0. 0005	0/2						
	尾上町長田	0643	<0.001~ 0.001	0/2	/0 001 a.	0/2			<0.0002~ 0.018	1/2			<0.01	0/2	<0.004~ 0.11	1/2	<0. 0005	0/2	<0.0006	0/1	<0.001~ 0.039	1/2	<0.0005~ 0.13	1/2						
	野口町水足	0654	<0.001~ 0.03	1/2					<0.0002	0/1			<0.01	0/2	<0.004~ 0.007	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2	1.9~2.8	0/2				
	仁川高台	0164	0.00		<0.001 ~ 0.025	1/2									0. 007												0.5~7	1/2	0. 07~3. 9	1/2
	高司	0174			0.020																						0. 55	0/1		
宝塚市		0174																									0. 74	0/1		
		0183																									2. 4	1/1		
	平井	0480							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0. 048	1/1	<0. 0005	0/1			0. 079	1/1	0. 22	1/1						
三木市	福井	0679							<0.0002~ 0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004~ 0.15	1/2	<0.0005~ 0.002	0/2			<0.001~ 0.035	1/2	<0.0005~ 0.07	1/2						
川西市	山下町	0236							0.0002						0. 13		0.002				0.000		0.07		25	1/1				
小野市	小野地区	0707							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0. 0053	0/1						
加西市	北条町北条	0753							0. 0002	0/1			<0.01	0/1	0. 054	1/1	<0.0005	0/1			0.006	0/1	0. 01	0/1						

44

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表③

	地区名	MESH	鉛		砒	素	四塩化	龙炭素	クロロエチ	レン	1, 2-ジク エタ		1, 1-ジ エチ		1、2-ジ エチ	クロロ レン	1, 1, 1-トリ エタ		1, 1, 2-ト エタ		トリクロ エチレ:		テトラク エチし		硝酸性窒 亜硝酸性		ふっ	素	ほう	素
	地区石	番号	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
有あわじ市	松帆	3599																							17	1/1				
宍粟市	山崎町須賀沢	1092							<0.0002	0/2					<0.004	0/2	<0.0005	0/2	2		<0.001	0/2	<0.0005~ 0.011							
加東市	高岡	0746							<0.0002~ 0.0049	1/3			<0.01	0/3	0. 005~ 0. 087	2/3	<0.0005	0/3	3		0. 002~ 0. 016	2/3	0. 058~0. 74	3/3						
	揖保川町新在家	0991							<0.0002	0/1					<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0. 0058	0/1						
たつの市	揖保川町正條	0991							<0.0002	0/1					<0.004	0/1	<0. 0005	0/1			<0.001	0/1	0. 0024	0/1						
	神岡町追分	1032																							13	1/1				
稲美町	中村	0645																							10	0/1				
播磨町	野添北	0635							0.0004	0/1			<0.01	0/1	0. 013	0/1	<0.0005	0/1			0. 037	1/1	<0.0005	0/1						
市川町	美佐	2810							<0. 0002	0/3			<0.01	0/3	<0.004	0/3	<0. 0005	0/3			<0.001~ 0.002	0/3	<0.0005~ 0.017							
	沖代	0982	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1													<0.001	0/1	<0. 0005		2. 1	0/1	0. 09	0/1	<0.05	0/1
	竹広	0983															<0. 0005	0/1			<0.001	0/1	<0. 0005	0/1						
	福地	0992															<0. 0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
太子町	老原	0992	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1									<0. 0005	0/1			<0.001	0/2	<0. 0005	0/2	0. 98	0/1	0. 24	0/1	<0.05	0/1
	下阿曽	0992															<0. 0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	東南	0993															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0. 0005	0/1						
	松ケ下	1003															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0. 0005	0/1						
合計				2/30		16/45		0/3		10/73		0/16		0/77		16/81		0/61		0/27		15/90		21/88		5/19		15/32		2/5

m:環境基準超過検体数 、n:検体数

<参考>

令和2年度継続監視調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
4	12	2	3	24	2	1
伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	川西市	小野市
Λ	2	Е	Λ	2	1	1

加西市	南あわじ市	宍粟市	加東市	たつの市	稲美町	播磨町
1	1	1	1	3	1	1

市川町	太子町
1	7

23 市町

84 地区

表14 ダイオキシン類調査結果(大気)

								大気中	農度(pg	-TEQ/	m <sup>3</sup> )							
	8月	2月	R2年度	R1年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
	371	-/,	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値
芦屋市	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	0.012	-	0.020	-	0.013	0.026	0.022	0.010
山手小学校 ※1																		
伊丹市	-	_	_	-	-		-	0.018	0.027	0.015	0.14	0.095	0.063	0.036	0.013	0.024	0.061	0.018
消防局 ※2																		
宝塚市	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	-	0.016	-	0.015	-	0.023	0.020	0.014
よりあいひろば																		
川西市	-	_	_	-	-	-	-	-	-	_	-	0.014	-	0.014	_	0.022	0.024	0.026
市保健センター																		
三田市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.012	_	0.012	_	0.017	_	0.020	0.027
市役所測定局																		
高砂市	_	_	_	_	_	_	_	_	0.033	0.031	0.025	0.034	0.036	0.026	0.022	0.037	0.043	0.062
市役所測定局																		
播磨町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.037	0.030	0.054
町役場測定局																0.007	0.000	0.001
三木市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.016	_	_	_	_	0.035	0.031	0.045
市役所											0.010					0.000	0.001	0.040
西脇市	_	_	_	_	_	_	_	0.015	_	0.015	0.014	0.017	0.017	0.024	0.013	0.020	0.025	0.019
西脇市役所 ※3								0.010		0.010	0.01	0.017		0.02	0.0.0	0.020	0.020	0.010
たつの市	_	_	_	0.013	_	0.016	_	0.020	_	0.020	0.032	0.025	0.023	0.025	0.024	0.030	0.031	0.031
市役所測定局				0.010		0.010		0.020		0.020	0.002	0.020	0.020	0.020	0.02	0.000	0.001	0.00
赤穂市	0.019	0.015	0.017	_	0.012	_	0.012	_	_	_	_	_	_	0.016	_	0.024	0.033	0.027
市役所測定局	0.010	0.010	0.017		0.012		0.012							0.010		0.021	0.000	0.027
太子町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	0.026	_	_	0.036	0.035	0.034
町役場測定局													0.020			0.000	0.000	0.001
宍粟市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.013	_	_	0.019	_	0.021	0.027
山崎市民局												0.010			0.010		0.021	0.027
豊岡市	_	_	_	_	0.0070	_	_	_	0.015	0.0067	0.0087	0.013	0.015	0.010	0.010	0.015	0.013	0.014
豊岡総合庁舎					0.0070				0.010	0.0007	0.0007	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.014
丹波市	-	-	-	0.0075	-	-	0.0075	-	0.012	0.029	0.0088	0.010	0.010	0.0090	0.0096	0.013	0.011	0.024
柏原総合庁舎測定局				0.0073			0.0073		0.012	0.023	0.0000	3.010	0.010	5.0030	0.0000	0.010	3.011	J.UZ-7
洲本市	0.012	0.027	0.020	-	_	0.014	_	0.014	_	0.010	0.015	0.023	0.030	0.014	0.026	0.027	0.021	0.045
洲本総合庁舎	0.012	0.027	0.020			0.014		0.014		0.010	0.010	0.023	0.030	0.014	0.020	0.027	0.021	0.043
年平均値の平均値			0.018	0.010	0.0095	0.015	0.0098	0.017	0.022	0.018	0.028	0.025	0.025	0.019	0.017	0.026	0.028	0.030

<sup>※1</sup> 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

【参考】令和元年度 ダイオキシン全国環境調査結果(単位:pg-TEQ/m3)

環境媒体	最小値	最大値	平均値
大気(621地点)	0.0025	0.24	0.017

<sup>※2</sup> 平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

<sup>※3</sup> 平成21年度までは、西脇市保健福祉公社(旧西脇健康福祉事務所)で測定。

<sup>※4</sup> 兵庫県実施分のみ記載。

注1) 各異性体実測定量下限値: $0.01\sim0.05~pg/m^3$ 、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。 毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF(2006)を使用。

注2) 平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

表15 ダイオキシン類調査結果(河川)

水域名	地点名	所在市町	ダイオニ	キシン類
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
神崎川	辰巳橋	尼崎市	0. 22	1. 2
法華山谷川	千鳥大橋	高砂市	0. 47	4. 3

#### 表16 ダイオキシン類調査結果(海域)

水域名	地点名	ダイオキシン類			
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)		
日本海	津居山港内	0. 07	0. 27		
大阪湾	津名港内	0. 14	38		

#### 【参考】

令和元年度 ダイオキシン全国環境調査結果(環境省及び国土交通省実施) 水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1,411)	0. 010	3. 5
公共用水域 底質 (地点数 1,179)	0. 014	520

(水質:pg-TEQ/L、底質:pg-TEQ/g)

#### 1 環境基準等

#### (1)大気の汚染に係る環境基準

(昭和 48 年5月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和 53 年7月告示、ベンゼン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示、微小粒子状物質については平成 21 年9月告示、トリクロロエチレンについては平成 30 年 11 月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
上の	値が0.04ppm以下で あり、かつ、1時間値	値が10ppm以下であり、かつ、1時間値	1時間値の1日平均 値が0.10mg/m³以下 であり、かつ、1時間 値が0.20mg/m³以下 であること。	以下であること。	1時間値の1日平 均値が0.04ppm から0.06ppmまで のゾーン内又はそ れ以下であるこ と。
	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計 を用いる方法	濾過捕集による重量 濃度測定方法又はこ の方法によって測定された重量濃度を有と 線的な関係を有まる 量が得られる光法、圧電天びん法法 しくはベータ線吸収法	溶液を用いる吸光光 度法若しくは電量法、 紫外線吸収法又はエ チレンを用いる化学 発光法	用いる吸光光度法 又はオゾンを用い
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
	g/m³以下であるこ	1年平均値が0.13mg /m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/ m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg /m <sup>3</sup> 以下であること。	,
方法	捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 又はこれと同等以上	捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 又はこれと同等以上	キャニスター若しくは 捕集管により採取した 試料をガスクロマトグ ラフ質量分析計により 測定する方法又はこ れと同等以上の性能 を有すると認められる 方法	捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認め	量濃度測定方法 又はこの方法によって測定された質 量濃度と等価な値 が得られると認め

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10  $\mu$  m以下のものをいう。
  - 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
  - 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5  $\mu$  mの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

#### (2)水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成31年3月20日環境省告示第46号)

①人の健康の保護に関する環境基準

	(15) (15) が、「大学」	
項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める
		方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、
		規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又
		は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める
		方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、規格K0170-7のa)
		又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエ チレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方
酸性窒素		法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1(規格34 の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質として
		ハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する
		場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸
		60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、日本工業規格K0170ー6の6
		図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は
		規格34.1c) (注(2)第三文及び規格34 の備考1を除く。)に定める方法(懸
		濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを
		確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に
		掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法 の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

#### ②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

∖項目			基	準値	直			
	利用目的の	水素	生物化学	浮遊	溶存	大腸菌	該当水域	
	適応性	イオン	的酸素	物質量	酸素量	群数		
		濃度	要求量	(SS)	(DO)			
類型		(pH)	(BOD)					
AA	水道1級	6.5以上	1mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	50MPN/	千種川上流(千種町室橋から上流)	
	自然環境保全	8.5以下	以下	以下	以上	100ml	岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点よ	り上流)
	及びA以下の欄					以下	矢田川上流(秋岡橋より上流)	
	に掲げるもの							
Α	水道2級	6.5以上	2 mg/L	25~mg/L	7.5 mg/L	1,000MPN		
		8.5以下	以下	以下	以上		武庫川上流(三田市大橋より上流)	
	水浴					以下	加古川上流(篠山川合流点より上流)	
	及びB以下の欄						市川上流(仁豊野橋より上流)	
	に掲げるもの						夢前川上流(蒲田橋より上流)	
							揖保川上流(林田川合流点より上流)	
							千種川下流(千種町室橋から下流)	
							円山川上流(出石川合流点より上流)	
							岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点よ	り下流)
							0 矢田川下流(秋岡橋より下流)	
							1 竹野川(全域)	
							2 佐津川(全域)	
В	水道3級	6.5以上	3 mg/L	25~mg/L	5 mg/L	5,000MPN		
	水産2級	8.5以下	以下	以下	以上	/100ml	川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を	<b>-</b> 除く。)
	及びC以下の欄					以下	神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川)	
	に掲げるもの						武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点	まで)
							明石川上流(伊川合流点より上流)	
							加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄村	喬まで)
							加古川下流(山陽線鉄橋より下流)	
							市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで)	
							夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで)	
							揖保川下流(林田川合流点より下流)	
							0 円山川下流(出石川合流点から港大橋ま <sup>-</sup>	で)
							1 志染川(呑吐ダム上流端から上流)	
							2 船場川上流(保城橋から上流)	

С	水産3級	6.5以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	_	1	武庫川下流(仁川合流点より下流)
	工業用水1級及	8.5以下	以下	以下	以上		2	明石川下流(伊川合流点より下流)
	びD以下の欄に						3	伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本
	掲げるもの							流)
							4	庄下川(本流全域)
								昆陽川(本流全域)
								<u> </u>
								船場川下流(保城橋から下流)
								別府川(本流全域)
D	工業用水2級	6.0以上	8 mg/L	100mg/L	2 mg/L		_	猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで)
1	農業用水及びE		_	以下	以上			喜瀬川(本流全域)
	の欄に掲げるも	0.01%	以 l <sup>x</sup>	W			_	台,枫川、华加王场/
	の無に強いるも							
	0)							
E	工業用水3級	CON F	10 mg/L	デュケの	0/1		1	福田川(本流全域)
=			_		_			
	環境保全	8.5以下	以下	浮遊が認			2	谷八木川(本流全域)
				められな				
				いこと。				
測	定 方 法				規格32に			
			1		定める方			
		定める		法	法又は隔	法		
		方法又			膜電極を			
		はガラ			用いる水			
		ス電極			質自動監			
		を用い			視測定装			
		る水質			置により			
		自動監			これと同			
		視測定			程度の計			
		装置に			測結果の			
		よりこ			得られる			
		れと同			方法			
		程度の						
		計測結						
		果の得						
		られる						
I			l	1	İ			
		方法						

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに 準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、 計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているも のをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・・のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級 :コイ、フナ等、β 一中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

**(1)** 

項目								
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩				
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0. 03 mg/L 以下	0. 001mg/L 以下	0.03mg/L 以下				
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 03 mg/L 以下	0. 0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下				
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0. 03 mg/L 以下	0. 002mg/L 以下	0.05mg/L 以下				
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0. 03 mg/L 以下	0. 002mg/L 以下	0. 04mg/L 以下				
測定方法		規格53に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方 法				
備考 1 基準値は、4								

# b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖) (ア)

\ 項目			基	基準 値			
	利用目的の	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌	該当水域
	適応性	(Hq)	(COD)	(SS)	(DO)	群数	
類型 \							
AA	水道1級	6.5以上	1 mg/L	1 mg/L	7.5 mg/L	50MPN	_
	水産1級	8.5以下	以下	以下	以上	/100ml	
	自然環境保全					以下	
	及びA以下の						
	欄に掲げるも						
	の						

A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤 及びこれに接続す る陸岸に囲まれた 水域)
В	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	_	1	
測	定 方 法	規格12.1に めあうストライン がラスを では を で で で で で で で で で で で で で で り の に は り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の ら ら ら り の ら ら ら ら ら ら る ら る ら る ら ら る ら る ら る ら		げる方法	規格32に法電の関連の対象の関連の対象の関いの対象の対象の対象の対象のの対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	る定量法	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産 1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2級及び水産 3級の水産生物用 水産 2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

#### **(1)**

項目		基	準 値	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ以下 の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
	水道1、2、3級(特殊なも のを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲 げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苅水源池(千苅ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(平成32年度)全燐0.019 mg/L

Ш	水道3級(特殊なもの)及 びIV以下の欄に掲げるも の	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
	測 定 方 法	規格 45.2 、 45.3、45.4又は 45.6に定める 方法		

#### 備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が

可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

			基 準 値	
項目	水生生物の生息状況の適応性			直鎖アルキルベン
**************************************	7,122,700,272,700,700,700,700,700,700,700,7	全 亜 鉛	ノニルフェノール	ゼンスルホン酸及
類型				びその塩
	イワナ、サケマス等比較的低温			
生物A	域を好む水生生物及びこれら	0. 03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	の餌生物が生息する水域			
	生物Aの水域のうち、生物Aの			
生物特A	欄に掲げる水生生物の産卵場	0. 03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
T 121117 (	(繁殖場)又は幼稚仔の生育場	0. 00 mg/ L // 1	0. 0000mg/ L //	
	として特に保全が必要な水域			
	コイ、フナ等比較的高温域を好			
生物B	む水生生物及びこれらの餌生	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	物が生息する水域			
	生物A又は生物Bの水域のう			
	ち、生物Bの欄に掲げる水生生			
生物特B	物の産卵場(繁殖場)又は幼稚	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	仔の生育場として特に保全が			
	必要な水域			

測定方法	規格 53 に定める	付表 11 に掲げる	付表 12 に掲げる方
测足力法 	方法	方法	法

(エ)

\ <del>-</del> /		
項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消 する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法
備考 2	基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採 器を用いる。	水には、横型のバンドン採水

# イ 海域

(ア)

\項目				準 値			
類型	利用目的の 適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下	ないこと。	大阪湾(3)~(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部·南部海域 山陰海岸地先海域
В	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	_		大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	_		大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)~(10)

測 定 方 法 規格	各12.1に定規格17に定める	規格32に定め	最確数に	付表14に	
める	方法又は大法(ただし、E	る方法又は隔	よる定量	掲げる方	
ガラ	ラス電極を 類型の工業用水	膜電極を用いる	法	法	
用し	いる水質自及び水産2級の	水質自動監視			
動監	<b>監視測定装 うちノリ養殖の</b> 利	測定装置により			
置に	こよりこれと水点における測	これと同程度の			
同科	星度の計測定方法はアルカ	計測結果の得			
結果	具の得られ リ性法)	られる方法			
る方	法				

備考 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

 $COD(O_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f Na_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50$ 

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b): 蒸留水について行った空試験値(ml)

f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水産1級 :マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目		基	单 値	
類型	利用目的の適応性 	全窒素	全燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除 く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	_
П	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄 に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部·南部海域
Ш	水産2種及びIVの欄に 掲げるもの(水産3種を 除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)

測 定 方 法	規格45.4又	規格46.3に定
	は、45.6に定	める方法
	める方法	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目			基準値	
	水生生物の生息状況の			直鎖アルキルベン
	適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	ゼンスルホン酸及び
類型				その塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	生物Aの水域のうち、水生			
生物特A	生物の産卵場(繁殖場)又	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
工物行	は幼稚仔の生育場として特	0.01111g/ L JX	0.000/ilig/ L /X	0.000ifig/ L /X
	に保全が必要な水域			
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

**(工**)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法	
供表 1 甘港体域 D眼亚帕体L+12			

#### 備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

#### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正令和2年3月30日環境省告示第35号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビ	0.002 mg/L以下
ニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
<del></del>	

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方 法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と 規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### (4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)

項目	環境上の条件
<b>カドミウ</b> /	検液1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kg
カドミウム	につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩 化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検 液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の これらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.005mg、0.01mg、0.005mg、0.01mg、0.005mg 0.005mg   - 0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg 0.03mg 0
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

#### (5) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年9月環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年3月 30 日環境省告示第 54 号)

地域の	基準	値	各類型を当てはめる地域
類 型	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	都道府県知事が指定する地域
С	60デシベル以下	50デシベル以下	(市の区域内は、市長が指定)

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
  - 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
  - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
  - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
  - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分 基準値		值 值
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道 部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基	準 値
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

\* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

#### (6) 自動車騒音に係る要請限度

(平成 12 年3月総理府令第 15 号、最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

	( 1 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
	時間の区分	昼間	夜間	
	区域の区分			
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	

3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		
	及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	/5アンヘル	/0テンヘル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の 区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

#### (7) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月総理府令第58号、最終改正平成23年11月30日環境省令第32号)

時間の区分区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

#### 備考

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に 供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民 の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等 の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、 著しい振動の発生を防止する必要がある区域

#### (8) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号、最終改正平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号)

	地域の類型	基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
Π	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 62デシベル以下	

#### ※参考 平成 25 年 3 月 31 日まで

	地域の類型	基 準 値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
П	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

#### (9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月環境庁告示第46号、最終改正平成12年12月14日環境庁告示第78号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下

${ m I\hspace{1em}I}$	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生	
	保全する必要がある地域	

75 デシベル以下

#### (10) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、最終改正平成 21 年3月 31 日環境省告示第 11 号)

媒体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg−TEQ∕m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

#### 備考

- 1 基準値は、2.3.7.8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じ た値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。
- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
  - 2 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
  - 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
  - 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

#### 用語解説

#### 1 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

#### 2 大気汚染、自動車公害関係

#### (1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ①長期的評価:環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを 比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、2%除外 値がある。
- ②短期的評価:環境基準値と1時間値又は1日平均値とを比較して評価する。

#### (2) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する 硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫黄酸化物のうち二酸化 硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

#### (3) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物(NOx)は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素(N)は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素(O)と結合して、一酸化窒素(NO)が発生する。一酸化窒素(NO)は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素(NO $_2$ )となる。

#### (4) 浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\,\mu\,\mathrm{m}$ (マイクロメートル)以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

#### (5) 微小粒子状物質 (PM25: Particulate Matter 2.5)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu m$ (マイクロメートル)以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

#### (6) 光化学オキシダント (Ox)

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

#### (7) 一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

#### (8) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気 汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど23の物質が優先取組物質とされている。

#### (9) ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

#### (10) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

#### (11) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発がん性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

#### (12) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発がん性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発がん影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

#### (13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるpHの低い(酸性度の強い)雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

#### (14) アスベスト

アスベストは、石綿(いしわた、せきめん)とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称。代表的なものとしてはクリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)及びアモサイト(茶石綿)がある。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫があるが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされている。

#### (15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

#### (16) WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音の大きさをあらわす単位(いわゆる「うるささ指数」)。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

#### (17) L<sub>den</sub> (エルデン)

航空機騒音の大きさをあらわす単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。(WECPNLでは騒音継続時間を20秒と仮定して算出していたが、実際の継続時間による積分算出に変更。)1回の騒音に対する暴露量に、夕方は5dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したもの。

#### (18) dB(デシベル)

音や振動の大きさの単位で、測定した音(振動)のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3 d B、10倍になれば10 d B、1006になれば20 d B増加する。

#### 3 水質汚濁関係

#### (1) 生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical Oxygen Demand)

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス 化されるときに必要となる酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が 多いことを示す。

#### (2) 化学的酸素要求量(COD:Chemical Oxygen Demand)

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

#### (3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

#### (4) 全窒素、全燐

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全燐とは無機態燐(燐酸態燐)及び有機態燐の 総量をいう。窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域等の生態系維持 に必要な元素で、海域等の生態系のバランスの維持にあたり必要な一要素であると考えられてい る。

#### (5) 豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度

瀬戸内海では、高度経済成長期に工場や家庭からの排水によって海域の富栄養化が進行し、赤潮が頻発したことで、漁業・養殖業が大きな被害を受けてきたが、水質汚濁防止法等による対策が進められた結果、陸域からの栄養塩類の流入が減少し、赤潮の発生も減少してきた。しかし、1990年代後半から海域の窒素やりんの濃度が低下し、養殖ノリの色落ち被害だけでなく、漁獲量の減少につながっている可能性が指摘されている。

このような状況を踏まえ、兵庫県では令和元(2019)年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、全国で初めて海水中の全窒素及び全りんの濃度の水質目標値(下限値)を設定し、豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度として瀬戸内海の全窒素・全りん濃度が水質目標値(下限値)と環境基準との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行うこととした。

#### 4 ダイオキシン類関係

#### (1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(C1) からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンが最も毒性が強い。

#### (2) 毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、最も毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン)の毒性を1とし、各異性体の毒性等価係数(TEF:Toxicity Equivalency Factor)に各異性体の濃度をかけて表したもの。